

昭和四十八年六月五日(火曜日)
午前十時十五分開会

表置の校舎

一応確保したわけでございます。それで主として

がないというんで、冷房のほうは全然一件も――

どのぐらいやっているんですか。

○説明員(田口正雄君) 内地の学校で約百件ぐらいのことのごさいます。

○鈴木美枝子君 どこでございすか。

○説明員(田口正雄君) たゞは除湿工事につきましては、東北地方を除いた関東地方以南の地区、これについて除湿工事をやっております。

○鈴木美枝子君 寒いほうではあと回しになって、こちらのほうは暑いほうにやるといふことはありまへんのかもしれませんけれども、千八百七十一件もある学校の中でまだ百件なんですから、これから先もなかなかたいへんなことだといふふうに思います。

で、私は最近、小平の学校を調べたんですけれども、防音、その他についてはなんですけれども、ほとんどがまだ木造建築が多くて、小平のほうに二件ばかり防音装置の学校がある。これから第三中学校を造建する所でございすけれども、そういう古い学校を調べるのは日本建築学会——日本建築学会というの、どういう仕組みになっているんですか。

○説明員(田口正雄君) 日本建築学会につきましては、当庁とは何ら関係がございせん。

○鈴木美枝子君 お答えになれる方が——何かりっぱな名前がついているんですけれども、学校自体のバラック、それを調べるようになっていす方ですが、この日本建築学会が調べる。どういふ方たちが調べているんですか。学校見た感じとだいたい違ふんですか。

○政府委員(安嶋彌君) これは管理局の直接の所管ではございせんが、お話しのように学会という事でございまして、大学局の学術関係のほうで担当をいたしておるわけでございす。

建築に関する総合的な学会のようございまして、会長は東京工業大学の学長の加藤さんだと承知をいたしております。これは、建築に関する学者、専門の技術者等をもって構成されておるわけでごさいます。私どもの場合でございす、たとえば学校の耐力度の検査をする場合に、どう

いう基準を用いることが適当であるかといったような問題につきまして調査を依頼をするといううなことはときどきございす。しかし、その団体自体は、別に役所の調査の下請けをするという団体ではもちろんないわけございまして、学問上の組織でございす。役所の側が、必要な場合にしかるべきテーマについて調査をお願いすれば、それをお引き受けたいというふうな関係でございす。

○鈴木美枝子君 それでは、ていねいに見るといふんじやなく、そういう学者がそろっているといふだけなんでございすか。つまり、子供が勉強する上に最も必要な、勉強のしやすいようにとか、そういうように調べるのじやなくて、ここに基準が——私が伺ったのは、一万点を基準にしてやる、そうして柱を重点的に調べるとか、土台よりも柱が中心になって調べるんだと、そこいらっしやる父兄の人や学校の先生たちがおっしゃるんですけれども、学者が集まって柱を調べてどうするんですか、どういふ調べ方をするんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 御質問は、危険建物の判定の基準のことであらうかと思ひますが、御承知のとおり、この義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条におきまして、構造上危険な状態にある建物がいわゆる危険建物である、こういう定義をいたしておるわけでございまして、その具体的な判定の基準は政令、省令に譲っておるわけでございす。

で、その判定の要素といたしまして構造耐力、それから保存度、外力条件、この三つについて測定をするということになっております。こうした基準を、文部省から調査依頼をいたしまして、そうして調査結果がまとまりましたものを基礎にして、私どもが学校の危険な状態の判定を行なっております。このこととございす。

これは基準でございすから、実際にはかるのは、これは都道府県、市町村の教育委員会の技術関係の者が行つてはかるわけでございす。です

から、たとえば柱が傾いているとか、あるいは土台が腐っているとか、そういうたようなことをはかりまして、そうしてそれを点数に評価をして、そして危険建物であるかどうかの最終判断をしておる、こういうこととございす。

○鈴木美枝子君 それじゃ、その日本建築学会というの、現実の場所へは行つてないんですね。積み上げた学問で基準を出しているという、その基準を適用しながら、その都道府県の技術者の人がそれを基準に合わせながら、だから机上のものに合わせながら、現実の柱や土台を見ているわけですね。その点について聞きたい。

○政府委員(安嶋彌君) 個別の判定は、ただいま申し上げましたように、府県、市町村の建築の技術者がやっているわけでございす。基準は、いま申し上げたように、建築学会の調査に基づいて文部省が定めた。しかし、建築学会がその基準を定めます場合には、幾つかのサンプルにつきまして実際に調査をして、そうして基準を定めているという事でございす。

○鈴木美枝子君 以前のことを言つても意味ないですけれども、小平の三中で、昭和四十五年の六月ころ、窓がおこちで子供の頸動脈が切れて即死して、そうして市で補償金一千万円を出したという、そういうような学校も日本建築学会で過去において調べているんでしょうね。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、個々の学校につきましては、建築学会は調査をし判定をするという事はいたしておりません。

○鈴木美枝子君 そうですか。——個々の学校について調べないで、その基準を——基準はだれが持っていくんですか、こういう学校を調べないという基準は。

○政府委員(安嶋彌君) 基準は負担法の、法律なり、政令なり、省令で定まっております。法律なり、政令なり、省令で定まっております。ただいま申し上げましたように、都道府県なり市町村の建築担当の技術者がそれを当てはめて点数を計算を

し、判定をしておる、こういうこととございす。

○鈴木美枝子君 日本建築学会にそれじゃ調べるためのお金も払つていますか。

○政府委員(安嶋彌君) この基準は、昭和二十九年に作成された基準でございす。その際、おそれく調査委託費といったようなものが支出されていると思ひますが、ただいまちょっと金額等は手元に資料がございせん。その後は、もちろん、それつきりございまして、毎年度調査費を支出するというようなことはないわけとございす。

○鈴木美枝子君 昭和二十九年に払つたまま、現在は名前だけ存在しているということにもなりますね。そのときに、そういう基準を出したというだけで、以後は変わっていないのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 変わっておりません。

○鈴木美枝子君 そして、完全なのは一万点とするというの、どういふわけですか、どういふうな意味で一万点としているのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、構造耐力、それから保存度及び外力条件の三点について算定をするわけでございす。構造耐力に百点の配点をいたしております。それから保存度に百点の配点をいたしております。これらの相乗積が一萬点になるわけでございす。百点を構造耐力あるいは保存度について評価された建物は、これは新築早々のりっぱな建物ということになるわけでございす。で、たとえば、柱が曲がつておりましたり、土台が腐つておりましたりいたしますとその百点が十減点になるとか、十五減点になるといふようなことになるわけでございす。さらにその構造耐力で二十点、それから保存度で二十点という事でございす。相乗積でその建物は四十点である、こういう計算になるわけでございす。四千五百点以下のものを危険建物として改築の補助対象にしておる、こういうこととございす。

○鈴木美枝子君 いま、ところによつては五千点

に引き上げてくれというところがあるのですけれども、その点については希望をかなえてあげるといふことはないのである。

○政府委員(安嶋彌君) そういう御要請はしばしば伺うところでございますが、四十七年の五月一日現在の文部省調査によりますと、公立の中小学校の建物で四千五百点以下の要改築面積は約四百八十六万平方メートルでございます。ただいま申し上げましたように、なおこれだけの四千五百点以下の建物がございますので、改築を要するという状態でございまして、私どもはまずはこの整備に重点を置いてまいりたいというふうに考えております。ただ、実際上の扱いといたしましては四千五百点以上五千点未満のものでございしても、実態を見ました場合に、教育的に不適格な建築であると認めざるを得ないようなものにつきましても、特例的に運用上補助対象にするというようにいたしておりますが、一般的な方針といたしましては、ただいま申し上げましたように、相当数の要改築面積が残されておるわけでございしますから、これらの整備に重点を置いてまいりたいというところでございます。

○鈴木美枝子君 五千点に引き上げてもらいたい要求にはあまり答えてない感じがいます。受けたんですが、そういう建築の中に便所も入っているんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 当然入っております。

○鈴木美枝子君 また、前のことを引き出して申しわけないですけれども、昭和四十七年五月二十三日に、コザの越来中学校を中心にして便所のことを要求いたしましたのですけれども、そのときに五カ年計画で便所その他校舎を直すという答弁をいただきましたね。私は五カ年じゃ困ると、子供の生理的な問題があるから五カ年じゃ困るから、一日も早くしていただきたいのだ、そうしたら、一日も早くするようにいたしますという答弁をここにいただいているのでございますけれども、先日沖繩の越来中学校の先生に聞いてみましたら、全然まだ手をつけていないというよう

なことでございます。その点についてはどうなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 沖繩につきましては、御承知のとおり非常に特殊な事情がございまして、米軍の占領時代におきましては便所が整備の対象になっていなかったというふうなことでございまして、御指摘のような事情にあるわけでございしますが、復帰後はもちろんこれは便所等も必要面積に算入をいたしまして新築、改築等の補助対象にいたしておるわけでございします。ただ、不足面積を一挙に解消するということも、これは実際の工事の施行能力その他からして限度があるわけでございしますが、しかし、一日も早くそうした事態が解消されるように私どもとしては努力をしております。ただいま御指摘の越来中学の便所につきましては、四十七年度の補助対象に私どもとしては算定をいたしております次第でございます。

○鈴木美枝子君 でもまだできてないんですね。一体、私は便所ということは何のために言っているんじやなくて、人間の子供のための生理の問題について言っているんです。建物ばかりりっぱでも教育がちゃんとしているかということにはならないと思うんです。便所がちゃんとしていないような建物であったら教育はほんとうにしようがないんじゃないかと思うんです。たとえ三倍の便所が要求されている、いまアメリカのときにそうだとおっしゃいましたけれども、現に小平なんかもそうなんです。ここに子供が最近書いた綴り方があるんです。便所について、「ぼくは中学へはいつてびっくりした。こんなトイレがあつていいの、陰気でくさくさはきげがきそう、ぼくはいまだに大便は学校でしたことがない。神聖な学校でこんなことがあつてもいいの。また校歌を使った変な歌ができています。『便所のくさき世界にははこる……』と。だから、もつとましな、だれでも気楽に入れるような便所要求する。」というんですね。しかし便所というところじゃないと思うんですね。何か、先ほどから聞

いている日本建築学会というそういう名目があるんですけれども、ほんとうは子供が喜んで行く学校じゃなきゃいけないし、子供みずから神聖な学校で書いているんですけれども、そういう点について、考えてください。これは小平のことなんです。私が去年お願いしたのは、沖繩の越来中学を一件言ったんじやなくて、それを一つの手がかりとして全体を言おうとしたんでございします。いま小平のことなんです。この「便所のくさき世界にはこる……」と、中学校の子供が書いています。このことどうにかありませんか。

○政府委員(安嶋彌君) 便所のくさきということになりますと、それは管理の状況等によるところがかなり大きいと思いますが、文部省が補助行政として取り上げておられます点から申しますと、今回、小中学校の基準面積の改定をやったわけでございします。十八学級規模の場合におきまして便所、洗面所の面積を従来の百六十六平方メートルに増加をいたしております。また、便器の数というものはその前提といたしまして、従来の小便器十個を十六個、大便器十七個を二十八個というように増加を前提にいたしまして、ただいま申し上げたような面積の改善を行なっておりますわけでございします。私どもが、くさいといったような問題につきましては、これは町村の教育委員会において十分学校の維持管理の問題としてぜひ御留意をいただきたい点だと考えます。

○鈴木美枝子君 この子供さんがくさいと言ったのは、まだ水洗便所になっていないという証明をしたんだと思うんです。これは学校だけ水洗にするわけにいかないでしようけれども、そういう点についてくさいと言ったんであつて、掃除が足りないからくさいというわけじゃないと私は思うんです。水洗とか、そういうことにするのは一体いつごろなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま御質問の点につきましては、的確な答えがいたしかねるわけでございします。一般的に申しますれば、この小中

学校は相当多数の児童、生徒が集まつておるわけでございします。衛生上の観点から申しましても、教育的な観点から申しましても、水洗式になることが私は当然だと思います。そうした方向で、十分努力をしてみたいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 昭和四十七年五月二十三日にも努力をしたというお答えがありました。そのときはお願いしますと私答えしましたんですけれども、またきょうも努力をしたいということだけでは、ちよつと私納得いかないんです。それについてお答えてください。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、昨年の先生の御指摘等もございまして、便所につきましては坪数を増加いたしましたとか、便器の数をふやすという前提で、補助内容の改善をはかつておるわけでございします。水洗化の問題あるいは清掃等の問題につきましては、これは学校の設置者が主として考慮すべきことかと思ひますが、御趣旨に従つて十分今後とも指導してまいりたいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 私は、そういうことが実行されなければ愛情がないと言いたいです。特に女ですから、そういう考え方を待つんでございしますけれども、それが子供に対してとてもいいんだという、そういうことを強く言いたいんです。よく教育が、人づくりだと言ひましても、そういうことをいつでも実行されないようでは、信頼がだんだんおけなくなるといふ感じを持つんでございします。そういう基地周辺の、私は便所というものは、便所だけを言つてんじやなくて、一番人間に必要なものが足りないんだという面において言いたいです。それをよく深く心にとめていただきたいんです。子供に必要なものがこんなに足りないのに防音装置、防衛庁の——学校によつては何年何月にできたという防衛庁の記名がされているというふうなことでございします。記名されているようなこと御存じですか。

○説明員(田口正雄君) 私ども防衛施設周辺の整備に関する法律に基づきまして補助事業を実施し

てまいっているわけですが、事業主体のほうからこのことについて、まああととまで銘盤またあるいは定礎というふうな形で残しておきたいというふうな要望が出てまいっているわけでございます。それで、私もとしては国の工事ということを表示する場合には、できるだけまあ統一した文句で、統一したほうがいいんじゃないか、そういうものを統一するよう協力をお願いします。いろいろの次第でございます。ただ、これは決して私ども役所のほうから強制しているというふうなことではなくて、あくまで地方自治体のほうからの要望に基づくということでやっているわけでございます。

○鈴木美枝子君 その建物を建てたところに、その石碑に防衛庁が建てたんだというしるしをつけるのは、戦争前に軍に協力した軍人政治家の名前を銅像にして書いたのと、私は同じだと思うんです。国民の税金ですから、防衛庁の出すお金は国民の税金なんです。防衛庁が建てたという銘記をすることは民主主義に反するんだということ、国民の税金であるという、そういうことを、もし書くなら国民の税金が幾らかかったのだと、アメリカではそうしているのです。たとえば公共の施設を、道路をつくるときに、税金であるがゆえに幾らかその道路にかかったんだと、そういう銘記をすべきだと思うんです。アメリカではそうしています。ですから、防衛庁の金で建てても国民の税金だということをどうお考えになられているんですか。

○説明員(田口正雄君) ただいま先生からお話にありましたように、私どもの考え方としましては、補助金というものは、これは国民の税金であるという考えのもとに、非常に学校防音工事等については多額の補助金を出しているということ、国民の税金を使っているというふうな趣旨から、そういうふうな銘盤というふうなものをお考えなわけでございます。

○鈴木美枝子君 防衛庁が建てたという、そういう防衛庁の名前の入ったところをお取りになったほうが私はいいと思うのです。国民の税金であるということ、それを銘記するときにはお忘れになったんじゃないかと思えます。私は、いま例を引きましたように、戦争前に銅像だの、そういうものに固有の銘記したのと、質が変わったけれども、哲学的に言えば内容は同じだと思うんです。国民の税金を往々にしてお忘れになるやり方がそこにあつたんじゃないか。忘れる形として防衛庁のそういうものを国民に愛されるものにするために銘記したんじゃないか。だから、銘記してあるところがあつたとしたら、国民の税金であり幾らかかったというところはしお書きになりたくないとしたら、いままでお書きになったことはおはずしになったほうが民主主義のためでもあるんじゃないでしょうか。その点について大臣からお答えになっていただきたいと思えます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 防衛施設庁の問題でございます。私つまびらかにしておりませんので、ちょっと遠慮させていただきます。思いますが、安永英雄君 閣下。これは大臣、避けられないほうがいいと思う。私はいまの関係について、防衛庁に対しては質問がありましたけれども、建築が終わり、そしてそのあと校庭、特に本館の正面に、防衛庁がこれ建ててくれたんだという感謝の意味も含めた文章があつて、それが点々として立てておる。これはいま答弁がありましたように、この点についてはできたあとどこからその石碑の費用が出たのか、そういう計画がどこから出たのか、これは防衛庁はあづかり知らない、まあ残すために、記念のために立てたんだらうという意味の答弁がありましたけれども、私はこれもいまま鈴木委員が聞いたように意味もあると思えますけれども、私は、それ以前の問題として建築中のこの現場に、私は全国を調べてみたんです。大体五メートル、横六メートル、膨大なものに大きな看板です。これ全部防衛庁というのが建てているんだぞというばかりの、これも規格が大

体よく似ている。私は防衛庁のほうから指図しているんでないかと思われるぐらゐの、汽車の窓から見ても、どこから見ても、これは防衛庁が校舎建築をやっているんだぞと言わなければならぬ大きな看板が立っているわけなんです。これは、私は予算委員会でも聞こうと思つて、この防衛庁のほうから特別に予算委員会外の答弁としてこれについては自願しますと、正式の議事録には残つていませんけれども、これあたりもやっぱり同じような意味があつて、しかも、その横に自衛官募集の看板まで立てて、いかにもその施設が防衛庁の建てたものであるんだといふわけです。たとえごく最近、福岡県の場合、岡垣の射撃場の問題が起つた。私も現地に行つてみたけれども、それは建ててもらっているんだぞと感謝する気持ちでどこにもないんです。その地域にそういう射撃場があり、自衛隊の駐屯地があり、飛行場があり、その騒音に耐えかねて、訴えて訴えて訴え続けた結果が、これに不完全ながら防音装置をしなけりやならぬような羽目に防衛庁がなつておるんです。地元父兄なり生徒、児童にとつてはなほ迷惑なんです。要するに、教育環境というものは破壊しておつて、それに文句を言われ、まあ不完全ながらそれについて多少の対策をしておる。すみませんけれどもこれで一応、完全とは言えませんが防衛庁の誠意を認めてくださうという立場であつた防音装置の校舎の建設なり、あるいは補修というものが行なわれている。この趣旨をよく防衛庁は考へて、わきまをやらなうと、いかにもこの付近の学校は全部防衛庁が建ててやっているんだと言わなければならぬ態度というのは許せない。記念碑にしてもしかり、まず、私はその点について、私が委員会外で聞いた答弁ですけれども、課長が見えていますから、こういう誇大な、防音装置をする趣旨というものを全くきき違えたような、そういう国民に誤解を与えようとする、そういうものについては自願をし、そういうことは一切やめてもらいたい。

私は、そう思うんだけど、この点についてのお考えをお聞きたい。

それから大臣に、まあ防衛庁の問題だからとおっしゃいますけれども、これは教育の問題なんです。いま私が申し上げたとおり。これは大臣としてそういうことが好ましいのか好ましくないのか、それははっきりしなければならぬと思う、教育行政の長として。生徒、児童は、とにかくそういう記念碑、そういうものに毎日接触する。昔は二宮金次郎のあの――このごろまた復活してきましたけれども、その横にあるんです。こういうものが実際好ましいかどうか、あるいは建築中といえども、そこに生徒・児童が来ているんです。そういう者にそれを見せていいのかどうか。そういう防衛庁の態度について教育上の観点から大臣としてはどう思われるかという質問でありますから、この点についてはお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 率直に申し上げまして、先ほどもお答えいたしましたように、その事情をつまびらかにしてないわけでございます。同時にまた、工事の場合に、責任の所在を明確にする場合には名前を提示するということもあつたりするものでございますので、私がよいなことを申し上げるよりも、防衛庁の所管のことでもございまして、御答弁は遠慮させていただきます、このお願い申し上げたわけでございますので、御了承願つておきたいと思ひます。

○説明員(田口正雄君) まず工事中の看板の件でございますが、これは非常に長期にわたる大きな工事ということで、非常に危険とか、そういうふうなこともございまして、一応国のほうの工事であるという責任の所在を明らかにする、そういう意味から工事期間中はやっているわけでございます。また銘盤と申しますか、定礎盤につきましては、これは先ほどおっしゃられましたように、決して国が金を出してつくつてやつたんだと、防衛

かつまたその補修のためにも経費をかけておるようでございます。昨年度もお答え申し上げましたけれども、この補修関係の経費ということに経費の実体はなろうかと思いますが、それにつきましては四十七年度におきましても自治省の特別交付税におきまして白石町の場合は約二千三百万円、有明町の場合は約千五百万円の財政措置が行なわれておるわけでございます。現状程度の補修というところでございますと、特交でもって措置するということでは一応対策としてはいいのではないかと、いうふうに考えておりますが、昨年の答弁で申し上げましたように、これはあくまでも応急的な補修というところでございまして、このことによつて地盤沈下が停止するとか、あるいは学校の危険な

状態が解消するというのではないわけでございます。そこで、町村に私ども申し上げておりますことは、もしこれを別な土地に持つていつて改築をするとか、あるいは現在地でございまして、沈下に対する対策を十分講じた上で改築をするというような希望がございすれば、先ほど来、御指摘のございましたこの公害防止工事として扱うことも可能かと思ひますし、あるいは危険改築のワク内に入れて扱うことも可能かと思ひます。昨年度もそういった趣旨の御答弁を申し上げたわけでございますが、現在のところ、町村はこうした補修を続けていきたいということでございまして、まだこれを危険建物あるいは公害防止工事として改築あるいは移築をするという計画はないようでございます。町村におきましてそうした計画が出てまいりましたならば、この文部省関係の補助金で措置をすることを検討してみたいというふうに考えます。

○内田善利君 改修あるいは補修ということですが、一メートルから一メートル二十センチぐらい下がっているわけですから、これなどはどんどん下がっていくばかりだということですね、おっしゃるとおり、特交ということでも、やっていたくならば、これでもけっこうと思えますけれども、やはり千葉県の場合もあるいは台東区の場合も、だんだんこういった地盤沈下が入ったりして非常に危険校舍になるというようなことになれば、万一の場合を考えますと、やはりがっちりした改造をしなければならぬんじゃないかと、そのように思うわけです。補修につきましても、何か方法がないと、いつの間にかかたくなにならないようにしようということにならないようにしなければならぬと、このように思うわけです。したがって、いまの御答弁で大体御意向はわかったわけですが、やはり公害防止工事費の中には地盤沈下も入れているのだと、考え方の中にですね。大気汚染並びに騒音防止だけでなく、地盤沈下も入れている

「いただきます、このように思うわけですからね。でも、この点はいかがでしょうか。」

○政府委員(安嶋彌君) 含めて考えたいと思います。

○内田善利君 それから白石中学の場合は、生徒の危険防止のために、保険を別個にかけていると、こういう状態なんです、これは御存じでしょうか。

○政府委員（安嶋彌君） 聞いておりません。

○内田耕利君　そういう生徒が個人的にも保険を危険防止のために、あるいは危険にあった場合のために保険をかけていると、そういう実情ですから、補修だけで毎年そういうふうによつていい状態であるのかどうか、もう一度この点検討されて、ひびが入った段階ではあぶないと思うんです。だからこの点もう一度調査されて、去年も技術的な対策をお願いしたいと申し上げたんですけれども、何らかの方法を講じないと、私は危険な

状態だと思わなくても、あの白石平野の国道に入りますと、あそこに行った係官の方は御存じのように国道がこんなになっている。これは建設省のほうでも考えなければならぬ問題だと思

うんですけれども、橋が横にかかっているようなところはもとのままなんです。ところが、ほかのところの両側がたんぼのところはじつと低くなつて、こういうかつこうで踏み切りのあるところけまたもとのまま。だから自動車も走れないような状況なんです。その近くに白石中学があるわけ

ですけれども、そういった非常に危険な状態にありますので、もう一度係官の方でも行っていただいて検討していただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、これを改築するかどうかということとは、それは町村当局の判断に待つわけでございます。町村におきましてそうした措置を講じたいということとでございますれば、公害防止工事の一環として検討してみたいというふうに考えるわけでございまして。しかし、御指摘のような事情もございまして。

ので、さらに佐賀県当局、あるいは町教育委員会
当局の意向を聞いてみたいと思います。

○内田善利君 大臣は、自治省関係でいらつ
しゃったわけですけれども、特交でこのまゝやつ
ていくのがいいのか、それとも何とか、まあ教育
関係の学校の公害問題でございますから、公害防
止工事費等でこういう危険校舎は改築なりしたほ
うがいいのかどうか、この辺のお考えはいかがで
しょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君)　やはり、基本的には学校管理の責任を負っている市町村がどういう態度をとるかということできまってくるんじゃないかと、かように思っております。国庫補助制

度に乗つかるものでございます。また、文部省から補助金を交付していただきますし、乗つからないものであつて、やはり現実的には相当な財政需要が補修等に必要になるんだという場合には、地方財政上の問題として自治省の世話にならざるを得

ないんじゃないか、こう考えているわけでございます。お話に従いまして現地のほうに対しましても文部省からも、一応、注意を喚起しておくといいふうにはしたいと思います。

○内田章利君 それから、この間も質問があったかと思いますが、いわゆる基準単価の問題ですけれども、四十七年度では校舎の場合に一平米当たり三万八千円ですね。四十七年度でこの基準単価でできたのは全体の何割ぐらいに当たりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 四十七年度基準単価で建築が行なわれたものがどの程度あるかということでございますが、実は、その全体的な数字がつかみ得ていないわけでございますが、四十七年度補

助金の交付決定を補助単価でいたしました後になりまして、補助単価まで経費がかからないため、事業費を減額してもらいたいという申請のありました学校が百七十七校ございます。交付決定をした学校が約五千五百でございますから、三・二％は少なくとも国庫補助単価以下で工事が行なわれたということになります。地区別に目

ますと九州、北陸、四国等が特に補助単価以下の建築実績が多いようでございます。

○委員長（永野鎮雄君） 質疑の途中でございますが、委員の異動について御報告いたします。

本日、星野力君が委員を辭任され、その補欠として加藤進君が選任されました。

○内田善利君　そうしますと、国庫負担というのは非常に低くなるわけですが、昨今のように、木

材等が非常に値上がりすれば、もつとひどい実情になるんじゃないかと、このように思ひますけれども、この点はどうのように考え、対策を考えておられるか。

○政府委員(安藤晴君) 御指摘のとおり、木材にいたしましては、その他九鋼、型鋼、セメント等にいたしましては、最近、値上がり、ないしは価格の変動が非常に激しいわけでございます。この点につきましては、実は文部省だけの問題でもな

いわけでございまして、建設省その他各省に共通する問題でございしますが、大蔵省その他関係省庁と十分協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。物資の需給並びに単価の問題

につきましては、通産省その他におきまして各種の措置を講じておるようでもございますし、かつまた、最近におきましてもいろんな変動が見られるわけでございますので、もう少し事態の推移を見きわめた上で、これに対応する措置を大蔵省その他関係省庁と協議をして決定していきたいと

○内田善利君 この国庫負担の対象は校舎に限へておるわけですね。付帯工事のへいとか、門となどは入らないですね。それから土地も一応入らないですね。

りませんか。

○政府委員(安嶋彌君) 公立文教施設の国庫負担の対象は、御指摘のとおり、建物だけでございす。土地につきましては、これは児童生徒急増村の場合に補助をいたしておるわけでございませうが、その他につきましては御指摘の門とか、さう

とか、へいとかといったもの、その他は、これは町村の負担ということでございまして、財政上の措置といましては、単独事業の起債で措置をしておるわけでございまして、私もとしては、現段階では、建物の補助をさらに広げるという考えは持っておらないわけでございまして、建物の整備だけでも、まだ、相当数の事業量があり、これに伴う財政負担もあるわけでございまして、むしろ、そちらに国としては重点を置いていくことが適当であると、その他の部分につきましては交付税、起債その他の地方財政措置の充実に待って整備を進めることが適当であるというふうに考えております。

○内田善利君 へいとか、門についてはわかりましたが、土地ですね、土地は人口急増地域のみが対象になっているわけですが、いまは人口急増地域のみでなくて、日本全土の土地の問題、土地の値上がり、そういうことから考えまして、土地も私が入れるべきじゃないかと、このように思うのですが、いかがでしょう。

○政府委員(安嶋彌君) 土地は建物と異なりまして、いわば非償却資産でございます。そうした観点から、土地に対する補助というものは長年行なわれていなかったわけですが、最近における児童生徒急増町村の極端な財政負担の増高の実態にかんがみまして、四十六年度から特別な補助をするということで踏み切ったわけでございまして、したがって、これを一般的に全部の小学校に及ぼすというよりは、ただいま申し上げました補助金が決定いたしました理由並びに経過からして、私もそれはそこまではなかなかにいたしません。というふうに考えておるわけでございまして、なお、児童生徒急増町村以外の町村の土地購入費につきましては、これも地方債を中心にして必要な措置が行なわれておるわけでございまして。

○内田善利君 ここで一言お願いしたいなもので、すけれども、高等学校もほとんど全入に近づいてきたわけですが、これも設置者負担ということとで、そういうことではないで、高等学校のや

り校舎、体育館、ああいっただけ施設、設備も義務教育小中学校並みの国庫補助をしていくべきじゃないかと考えますが、この点はどのようにお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) 高等学校につきましては、御承知のとおり、定時制通信教育の建物につきましては、補助金が従来から支出されておるわけでございまして、四十八年度におきましても約三億五千万円の補助金が計上されておるわけでございまして、昨年度に比しますと若干の減額になっておりますが、定時制教育自体の需要が減少しておるというところがその背景にあるわけでございまして、それから、危険改築にいたしても、従来から補助をいたしておるわけでございまして、高等学校建物一般についての補助ということとは、これは私も現在考えていないわけでございまして、御承知のとおり、公立高等学校の設置は、やはり都道府県が主体としてこれを進めていくというものが基本的な考え方でございます。都道府県は、御承知のとおり、財政的にも町村に比べれば相当規模が大きいわけでございまして、かつまた、高等学校の教育は、現段階では義務教育というところになっていないわけでございまして、そうした理由から、一般的な建物の補助は現在行なっていないというところでございまして、この考え方は、私も今後ともそうした方向で対処していきたいと思っておりますが、実際の財源措置といたしましては、都道府県に対する交付税あるいは地方債の措置を充実するということによって対処していきたいというふうに考えております。

○内田善利君 次に、学校給食関係についてお伺いしたいと思っております。『義務教育は、これを無償とする。』という憲法二十六条があるわけで、それから学校給食費も無償にすべきであるわけですが、このように主張し、法案も毎年提出しておるわけでございまして、この『義務教育は、これを無償とする。』という考えから、学校給食費もやはり無償の方向へいくべきではないかと、こ

のように思いますが、この点、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校給食につきましても、御承知のように、施設をつくらすとか、あるいは関係の人員費を増加しますとかいうようなことにつきましては、公費で負担をするというたてまえをとってまいってきつておるわけでございまして、したがって、残るところは、給食の材料、飲食の材料、これをだれが負担するかというところに狭められてくる、こう考えるわけでございまして、これにつきましては、よいものを安く入手できるような、そういう意味の費用につきましても援助するという道は講じておるわけでございまして、それ以外については、公費負担をする、低所得者については国が援助する、公費負担をする、それ以外が個々の父兄、保護者が負担していただく、こういうことでございまして、これはやはり、なおこのような姿でいくべきではないかという考え方を持つておるわけでございまして、あとこの部分につきましては、今後でもできる限り公費で助成をする内容を高めていきたい、かような考え方でおるわけでございまして。

○内田善利君 結局、父兄が負担する給食費、材料代、そういったものは低所得者には補助をするというところでございまして、これを無償とする、というところから、私はやっぱり、低所得者だけじゃなくて全員無償にしていくのがいいんじゃないかと、このように思っていますけれども、この点は、やはり子供たちがこれをどのように考へるか、また、低所得者の、給食を受けている子供の父兄がどのように考へるか、その人の立場に立って見ても、これは全部無償にするほうが一番いいんじゃないかと、このように思っていますけれども、この点はいかがでしよう。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話しの考え方を頭から否定するつもりで申し上げる意味じゃありません。ただ、個々人が飲食する、そういうものにつきましても、できる限り個々人の責任において処理してもらうというような体制が

全体の国の政治の進め方じゃないかと、こう考えるわけでございまして。そういう意味で、なお父兄の負担にしておきたいと、こう申し上げておるわけでございます。公費で負担しますと、それだけのものをまた税金で国民から拠出してもらうということになるわけでございまして、みんな使おうものにつきましても公費で負担する。だれが使うかということが明確になっている、個々の分野が明確になっているものはなるだけ個人が責任を負ってもらうというような考え方をとおるものでございまして、いますぐそれを公費負担に切りかえるんだというところについては、税金の金でまかないたいものがたくさんあるのでございまして、なかなかそのまですぐわれわれの考え方はいさかかねるというのが現状でございます。

○内田善利君 私は、それならば、給食を一律にクラス全体で、学校全体で食事するという考え方は、給食を希望する者だけ給食する、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思うんです。学校でやはり一緒に先生と食事をするという教育、私は、給食は、食べるということよりも、一緒に先生とともに同じ食事をする、ここに教育の意義があると、こう思うわけですね。そういったことから、一部の方だけこれは負担させないというのじゃなくて、全部やはり無償にしていく、そういう教育が真の教育じゃないかと、このように思っていますけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろんな考え方はあつてしかるべきだ、こう考えるわけでございまして。義務教育無償をどの範囲までにするのか、法律でそれをきめるということになっているわけでございまして、衣食住といった場合には、子供さんの着ているもの、あるいはランドセルなど、かばんやあるいは筆、墨、鉛筆の類、あるいは副読本の類、あるいは食事の問題では材料費、こうなってくるわけでございまして、義務教育無償だからというところになって全部を無償にするということになりますと、そういう学用品などもみな入って

るんじゃないか、こういう気がするわけでございます。できるだけ、責任の分野が明確になっているものにつきましては、個人々に負担してもらおうというたてまえていっておるわけでございますし、また、先ほどたびたび申し上げているわけでございますけれども、税金でまかなっていたいものものが、まだまだ充実していきたい面をたくさん持っているわけでございますので、御指摘のようなところへすぐ公費をつぎ込んでいくという考え方にはなりたいというのが現状でございます。

○内田誓利君 私は、クラスの教育という場を中心にして考えているわけですが、学校給食ですから、責任のある分野というのは、親としては、やはり自分の子供たちには自分でつくったものを食べさせたいのが本能だと思ふんですね。母親としては、いろいろ献立その他で栄養その他の面を考えて、自分の子供の体質、そういうものから朝昼晩食べさせたいのが親の考え方じゃないかと思ふんですけれども、やはり学校給食をする以上は、学校のこの教室の場で、先生と一緒に、友だちと一緒に食事をする、ここに私は教育の効果があるんじゃないか。学校給食という教育のこの場だと、そういうふうに考えるわけです。そういう立場から、学校給食は無償にすべきである。また、憲法に従って、「無償とする」ということであるから、これは無償にすべきじゃないかと、広げていって無償にすべきじゃないかと、このように思ふわけです。

学用品その他ランドセルという話もありましたが、ランドセル等については私も意見があるんです。ランドセル等をついでこの危険な交通事情の中で学校に行くよりも、私は、ランドセルをななしにしにたほうがいいんじゃないか、そうして、教科書等は学校に置いて、教育は学校でしっかり学ぶと。そういう学校の行き帰りは何も持たないで行くのがいいんじゃないか。ランドセルを背中にかついで、右手にも左手にも物を持っている姿を見ますと、文部大臣はどのようにお考えになるかしれませんが、私はもう少し子供たちは自由に

して学校にやるべきじゃないかと思う。聞くところによりますと、子供たちが一番自由な楽しい時間は自分の家を出てから学校に行くまでが一番楽しいそうです。これは子供たちの話ですけれども。というのは、学校では勉強勉強、そして団体生活をするわけですが、帰ったらまたさっそく塾とか何とかいまあつちこつちに行っているわけですね。そういうことで、一番自由な時間は学校の行き帰りだと言っているわけですけれども、そういうった学校の行き帰りは、やはりランドセル等は持たせないで、学校で準備して、学校に行つて教科書等を開いて勉強する、そういうあり方はどんなものかなと、こう思うわけですけれども、余談にわたりましたが、そういうたことで学校給食は、やはり「義務教育は、これを無償とする。」という立場から無償にしていくなけりゃないか。私たちもいろいろ党内でも検討しておりますけれども、やはり学校給食は無償にすべきだと、このようにみなで結論を得ているわけですけれども、やはり教育の場だということから、責任分担ということもありましようけれども——責任分担ということであれば、朝昼晩、親のつくった献立に基づいた子供の体質に応じた食事をさせるのが私は責任分担だと思うのですが、やはり教育の場ということで、学校給食は行なわれていると思うんですね。そういうことから再度大臣にお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(奥野誠亮君) 義務教育は無償だから給食の材料費も無償にしたらどうかという御提案でございますので、そういう意味では学用品、その他のものもございまして、例示として申し上げただけのことでございます。また、おっしゃいますとおり、学校給食の問題は、単に栄養を考慮するだけじゃなくて、給食を通じていく、そこで教育的にそのことが運用されていく、しつけの問題もございまして、味わい方の問題もございまして、いろいろなことが教育的見地から取り上げられておる、これもお説のとおりでございます。同時に、いまの学用品の問題にしまして、

あるいは材料費の問題にしましても、生活の苦しい方については公費で負担をしていこうという行き方をとっているわけでございまして、それら以外の一応負担できる方々はやはり父兄に支出してもらい、そのことがまた学校給食に対する父兄の関心を深めることになるじゃないだろうかというような、長所を言えば言うことができるのではないかと、かようにも考えるわけでございます。どの範囲まで公費で負担するかということとは、もう考え方の問題だろうと思います。

ただくだいようでございますが、われわれは自由な社会を維持していきたいのだ、したがっています。して、自分のことについては自分で責任を持っています。いくなのだ、個人個人の責任の範囲に属することが、明らかなものではできるだけその経費につきましても個人個人で負担してもらおうじゃないか、しかし、生活の困難な方については、それができないないし、そういう面は、国民全体で負担してあげよう、社というやり方をしているわけでございまして、社会主義的な国の考え方にありますと、働いた収入を公でもやはり公のものになる、そのかわり費用を公でめんどろ見ていくことになります。社会主義的な行き方をするか自由主義的な行き方をするかの違いもそこに若干あるのじゃないかと、こう考えておるわけでございまして、いま申し上げましたように公費で負担するものの優先順位から考えてみますと、なお、まだいろいろあるんじゃないかと、こう考えておりますと、こう申し上げさせていただいてゐるわけでございます。

○内田審判君 私は、そういう社会のあり方によつてこの学校給食のあり方を考えるのではなくて、やはり子供の立場から、父兄負担の立場から、また憲法に「義務教育は、これを無償とする。」ということがあるわけですから言っている。」というわけでも、「義務教育は、これを無償とする。」という憲法の「無償とする」の考え方に於いてどのように基本的にお考えなのかお聞きしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法はたしか「法律

定めるところにより」という表現が入っていると
 思います。その法律によりましては、授業料は徴
 収しないというなされているわけでございます。

しかし、それを越えまして教科書も無償にしているわけでございますし、また給食の問題でありますとも、先ほど申し上げた施設設備、人件費これは公費で負担しておりますから、個人から負担を徴収しない。さらにまた、低所得者につきましては公費で負担するという仕組みもついていますわけでございます。問題は、やはり、無償の範囲は、法律で定める以外にばく然と義務教育ということになりますと、非常にとり方によって範囲は広いものにもなつていくのではないかと、こう考えるわけでございます。先ほどそういう意味で若干例をあへる費用というものが私はいろいろあるんじゃないだろうか、こう考えているわけでございます。いずれにしても共同で使用する、そういうことにかかるとする経費は、その憲法上の精神に従ひましてできる限り個人負担は別途には徴収しないといふいき方をしていくべきではなからうか、かように考えておるわけです。

○内田善利君　これで、この問題は打ち切ります。それから学校給食の關係で牛乳用の冷蔵設備牛乳の殺菌設備というのがありますが、これはどの程度でできておるわけですか。

○政府委員（淺谷敏三君）　牛乳用の冷凍庫でございしますが、かなり行き渡っておりますが、毎年千三百ぐらいの補助金の申請がございしますので、その予算の積算は五百校分になっておりますが、設備費全体の中で申請がありましたものは補助をするように処置いたしております。殺菌のほうはほとんど補助の申請がなくなりまして、これは一校だけ申請がございまして、これはかなり行き渡っております。

○内田善利君　私は、なぜこんな質問をするかといいますと、宮崎県で学校給食で牛乳を飲んで徒が七百四十六人食中毒を起こした事件があるですね。このときの牛乳はどういう殺菌に對す

注意がなされたのかどうか。七百四十六人も中毒を起しているわけですが、この項目を見ますと非常に少ないわけですね。牛乳殺菌設備、牛乳用冷蔵設備、ことし初めて五百カ所ということになっておりますけれども、これは非常に不備じやないか、その結果、こういう事件が起きたのではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(澁谷敬三君) その事件はちよつと正確に記憶しておりませんが、そもそも学校に來たときに問題があつたのか、その後の管理に問題があつたのか、ちよつと詳しくいま記憶いたしておりませんが、御指摘のように、牛乳冷凍庫の補助金は昨年まで百校分であつたわけでございます。それで、実際には千五百近く申請がございまして、設備費全体の予算が比較的小さいので流用をいたしまして千五百近い補助をいたしております。そういうことで、ことしは百校分を一挙に五百校にいたしましたわけでございますが、やはり申請は千三百五十ぐらいございました。これも申請とおりの補助対象にするようにいたしたいと思つておりますが、そういうことで、来年はさらに実態に合うようにこの予算は拡充に努力をいたしたいと、こう考へております。

○内田善利君 これは製造にも保存にも問題があつた。そして、乳酸菌が酸敗を起したと、こういうことなんですけれども、この牛乳用の冷蔵設備というのは学校内にあるわけですね。それから牛乳殺菌設備というの、これは学校内にあるわけですか。設備するわけですか。

○政府委員(澁谷敬三君) 冷凍庫はちろん学校に置くわけでございます。殺菌の設備は主として毎日運んでくれるような都会地よりも、一日、二日置いておくようなところ等はできるだけ殺菌設備がほしいというところで補助をいたしておつたわけでございますが、申請がだんだんほとんどなくなつてまいりまして、必要なところはほぼ行き渡つてきたんではないかと思つておるわけでございます。

○内田善利君 そうしますと、牛乳殺菌設備というのは学校に來る前の工場あるいはその製造するところの設備に対する補助、こういう意味ですか。

○政府委員(澁谷敬三君) そうではなくて、学校に參りまして、一日とか二日保管をしておくような、毎日毎日都会地の学校ですと、牛乳屋さんから毎日配給できますが、遠隔地の場合ですと、一日なり二日なり置いておく必要がございまして、そういう場合には、まず殺菌をして冷凍庫に入れるという趣旨でつておつたと思ひますが、そういうことでございまして。

○内田善利君 その牛乳に大腸菌があるかどうか、この検査はどこでやりますか。

○政府委員(澁谷敬三君) 殺菌設備はいま申し上げたものと、もう一つ、自分のところで牛乳をつくつておるといいますか、つまり酪農関係が近くにあつて、そこから牛からしぼつたのを持つてまいりまして、それで学校で殺菌をして牛乳にするという、そういう殺菌用の設備も含まれておるようでございます。

○内田善利君 そのときの衛生管理はだれがするんですか。

○政府委員(澁谷敬三君) 学校栄養士、あるいは調理従事員の方がいたします。なお、場合によりまして養護教諭の先生が消毒するということもあるというところでございまして。

○内田善利君 私は、この牛乳は毎日給食として飲むわけだし、やはりもう少ししっかりした食品衛生法に基づいた検査官が検査しないと、こういうふうでもない七百四十六人も食中毒を起すような事件が起さるんじゃないかと、こう思ふんです。

○政府委員(澁谷敬三君) 御指摘のように、毎日学校給食で使います牛乳でございますので、学校給食用牛乳使用上の注意事項についてという通達を出しております。栄養上の見地と、それから牛乳使用につきましても衛生上の見地からかなり詳しい通達を出しております。それから衛生上の場合には、市乳を使用する場合と、それから学校で

殺菌器を用いてなま乳を処理する場合、そういうような場合につきましてもかなり詳しい通達を出しておるところでございます。

○内田善利君 その製造するところあるいは酪農で乳をしぼるところ、そこで殺菌をやるのじやないですか。学校でやる場合がありますか、いまおしやつたように。

○政府委員(澁谷敬三君) ほとんどが市乳を使つておりますが、わずかでございまして、学校で殺菌器を使ひましてなま乳を殺菌いたしましてやつておるところがわずかでございまして、ございまして、そういう場合の処理のしかたにつきましても、通達を出しておるところでございます。

○内田善利君 そういう場合は、どういう学校ですか、何か特殊事情があるわけですか。

○政府委員(澁谷敬三君) おもに僻地で酪農がわりあいに盛んなようなところが多いと聞いております。

○内田善利君 どこですか。

○政府委員(澁谷敬三君) 北海道と宮崎の一部の地域と聞いております。

○内田善利君 その設備に、牛乳の殺菌設備に四十八年度は百万円負担するということですか。

○政府委員(澁谷敬三君) そういうことでございまして。

○内田善利君 非常に私はおぼつかない感じがするのですけれどもね。やはり製造元等で、あるいはしぼるところで、きつと殺菌になれた人が殺菌するのが私はいんじやないかと思ふのですけれども、学校で殺菌器使つて殺菌をするというの、よほど資格のある人が食品衛生法に基づいてやらないと、こういった事故を起すのじやないかと、このように思ふわけですね。この点、どういふようにお考えですか。

○政府委員(澁谷敬三君) まさに御指摘のような傾向になつておりました、なま乳殺菌の設備は五カ所分の予算を計上しておるのでございまして、昨年も本年度もあまり申請が出ておりませんが、ことしは一カ所だけそういう僻地の学校が出

ております。そういうことで、むしろなま乳殺菌設備の予算はむしろ減らしまして、牛乳冷凍庫の補助金をうんとふやす、そういうことで努力いたしております。

○内田善利君 次に、これから夏に向かつて光化学スモッグの季節になるわけですが、義務教育諸学校における対策をお聞きしたいと思ふのですが、その中で、緊急な場合の避難のための部屋はあるかどうか。それから養護教諭は十分供たちを収容する施設、それから校医以外の医者の連携についてはどのような対策が講ぜられておるか。まず、この三点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(澁谷敬三君) 緊急の場合の避難の場所は、避難といひますか、普通はまず保健室でございまして、特に光化学スモッグ被害がひどいようなところは、管理局の助成によりまして二重窓、空気清浄装置などの措置をすでにいたしておるところもございまして。光化学スモッグの発生しやすいようなところの学校は大体養護教諭の方が配置されておると思ひます。それから学校医とほかの医療関係の対策でございまして、これは東京都はじめ関係府県におきましてかなりそういう緊密な連絡のとれる体制をとつておるわけでございます。

光化学スモッグの被害によりまして疾病——目、鼻、のどがいたんだとか、あるいは中毒症状を起したとか、あとあとという光化学スモッグによりまして治療を要するという問題につきましては、学校安全会が昭和四十六年度から特別に指定をいたしまして、光化学スモッグによりまして被害につきましては学校安全会の疾病の対象といたすようにいたしております。

○内田善利君 緊急な場合の避難です、これは保健室だけで十分なのかどうかですね。机を並べて机の上に寝かせようなどは、もうことしあたりはないと思ひますけど、保健室で十分なのか。それから、緊急な場合が多いわけですね。過

日の新宿の場合も、注意報が出てすぐ窓をしめたけれども手おくれだったと、こういうことに對する対策はどのようにお考えなのか。やはり、子供たちがこういった光化学スモッグによつてやはり苦しい思いをするということは、われわれみんなで、おとながそういう苦しい思いをさせないように予防対策を事前に講じなきゃならないと思うんですね。毎年毎年同じようなことが東京都内の学校で繰り返されるようなことはあつてはならないと思うんですね。今後のこういうことに對する対策はどのように考えておられるのか。

○政府委員(蘆谷敬三君) これは大気汚染その他全体の問題になるわけですが、まあ学校のほうは防衛といえますか、その避難場所につきましましては、もちろん保健室だけでは足りないわけでございまして、注意報が出たような場合は、運動場等から全部引き揚げまして窓をしめるとか、まあい

ろいろな措置につきまして一応通達は出しておるところでございますが、端的に申し上げまして、この発生源その他全体の対策、それから、それらにつきましても各省あつての対策が必要なわけで

附つきましての各府県の文書と小冊子等ございまして、環境庁におきまして関係各省を集めたそういう対策協議会が設けられておるわけでございます。それの中で学校といったしましては、できる限りのそういう防衛的な体制はとつては、できるわけですが、御指摘のように必ずしも十分とは言えない面がまだいろいろあるかと思っております。その通達につきましてもその後でございます。

いろいろなこともございますので、さらに詳しい
通達をあらためて出したいということで、現在検
討いたしておるところでございます。

○内田善利君 この項目の中にも光化学スモッグ対策というのは全然見当たらないわけですから、それだけでも、例年学校が被害を受けてるわけですね。すぐ、目をやられるわけですが、目がちかちかしてくるわけですね。こういった目をやられた生徒がすぐ洗眼できるような設備、それからのどがつかしくなってくるわけですが、そういうたのどをすぐうがいできるような設備、こういったた

ものは設備完備しておりますか、いかがですか。

○政府委員(渡谷敏三君) 完備というところまではいっておらないと思います。そこで現在口洗場あるいは洗口場と言ったりいたしますが、のどを洗う、兼ねて目も洗えと、そういう設備をそういう大気汚染に対しての目の問題、あるいは咽喉頭の衛生、あるいは虫歯が非常に多うございますから、そういう面から口洗場あるいは洗口場の設備をもっと学校に完備すべきではないかということがいま課題になっておりました。ただ、そうあまり金額がかさまるものでないものがございますから、そこまで国庫補助の対象として取り上げるかどうかということがいま私どもの検討いたしておるところでございます。御指摘のようにそういう洗眼なり口洗——うがいの設備は必ずしも端的に申し上げて完備しているという状態にはなっていないと思っております。

○内田善利君 私は、いまごろそういうことを検討するのじゃおそいと思うのですね。もういまごろはもう補充、補修等がなされる、あるいは増加しなければならぬという設備にきているのだから、

ほんとうだと思つたのです。大事な生徒を守る意味から相当余分にあつても私はそういうのを各学校に設置すべきじゃないかと、また設置するように指導助言をすべきじゃないかと、このように思ひますけれども、この学校が一番被害を受ける光化学スモッグ対策について大臣はどのようにお考えでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 光化学スモッグの被害
 がかなり頻発するようになってきている際でござ
 いますだけに、それに対する学校側の対応策をす

みやかに文部省から各学校によく徹底するようにと連絡すべきだと思います。そういう意味でおそろしく保健審議会等の御意見も入れているのだからよく思いますけれども、御趣旨に沿えるようにすみやかに必要な措置をとらしていただきたいと思ひます。

○内田善利君　養護学校については三分の二補助されておるわけですが、未熟

置県の解消ということもこの委員会ではよっちゃん話題になっているわけですが、四十七年、四十八年の二カ年計画で推進しておられるわけですけれども、この四十七年の目標とその実績についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(安福彌君) 四十七年度の実績でございますが、養護学校の未設置県二十県を解消するというところで予算を計上したわけでございますが、実際の執行は十一県でございました。精薄につきましては岩手、群馬、福井、岐阜、滋賀、徳島、愛媛、佐賀、鹿児島、病弱につきましては、福島、栃木の十一県について四十七年度予算が支出されたわけでございます。

○内田善利君 二十校が目標で、實際は十一校です。か、その計画がおくれた最大の理由は何ですか。

○政府委員(安嶋昭君) やはり設置者である府県の熱意の問題が一番大きな問題であろうかと思いますが、実際のネットといったしましては、用地の取得が困難であつたといったような事例が指摘されるかと思ひます。

○内田善利君　いまおつしやるとおりですね、土地は急騰する一方でありますし、自治体の財政能力ではたいへんな問題があると思うのですけれども、この学校用地取得に対する文部省としての国庫負担に対する考え方は、基本的にはどういう考え方でやられるわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほども申し上げましたように、土地は非償却資産でございますから、まあこれに対する補助というのは、特に限られた場合に限定すべきであらうという考え方から、四十六年度以降児童生徒が急増いたしまする市町村の小中学校の用地の購入費につきましては、補助をしておるわけでございます。これはあくまでも特例というふうに考えておりますので、これをさらに拡充をしていくということは、現在のところ考えていないわけでございます。もちろん、現在計上されております予算の内容につきましては、事実のために努力をしたいと考えておりますが、そ

の対象をさらに広げるということは現在考えておりません。特に、この特殊教育の場合でございますと、設置者は府県でございます。まあ、財政規模も町村に比べれば非常に大きいわけでございますし、また、その設置の場所も府県内、広く選定することが可能なわけでございます。町村と違ひまして、きわめて限られた地域内において土地を取得しなければならぬという、そういう制約は府県の場合にはよほど緩和されているわけでございますので、特殊教育諸学校の増設のための土地の補助ということまでは現在考えていないという状況でございます。

○内田善利君 最後に、東京の場合ですけれども、二十六市町で、市町の子算の中での教育費の割合が二四％ですね。全国都市の一八％に比べて非常に高いわけですが、一体これはどういうわけなのか、特に小平市、東久留米市、東村山市等の場合は四〇％をこえているわけですね。教育費がこのように四〇％をこえているような状態なんです。これは実情はどういうことなのか、またこれに対する対策はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 東京都だけの資料は持ち合わせておりませんけれども、全国的な状況について申し上げますと、町村の普通会計歳出額に対する教育費の歳出額でございますが、全国平均均して急増町村が二三％というふうになっております。それから普通会計の歳出総額に対する普通建設事業の支出費の割合でございますが、全国平均が三五％に對しまして、児童生徒急増町村が四〇％というふうになっております。これはやはり児童生徒が急増いたしました町村におきましては、学校施設の整備が相当大きな財政負担になっているということをあらわす指標であらうと思ひますが、それに対しまして、先ほど来御質問がございました土地の購入費に対する補助という問題と、それから今回改正でお願いをいたしております建築費に対する三分の二補助ということで対

をしてまいりたいというふうに考えております。
○委員長(永野鎮雄君) 午前の会議はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。
午後零時四分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○萩原幽香子君 前質問者との重複をできるだけ避けてお尋ねをいたしたいと存じます。
まず最初に、危険校舎に関連してお伺いをするわけですが、現在、小中学校の全保有面積のうち、木造面積はどのくらいございますか。
○政府委員(安嶋彌君) 四十七年の五月一日現在でございますが、小学校校舎の保有面積は五千三百三十八万平方メートルでございます。そのうち、木造面積は二千六百二十六万平方メートルでございます。四十九％が木造でございます。

中学校でございますが、保有全面積が二千九百四十九万平方メートルでございますが、うち、木造が千三百七十七万平方メートルございまして、四七％ということになっております。

○萩原幽香子君 その中で、危険面積というのはどれほどでございますか。
○政府委員(安嶋彌君) 小学校の場合でございますが、危険面積であつて基準内の面積、これが三百二十一万平方メートル、中学校の場合が百一十万平方メートルでございます。

○萩原幽香子君 昭和四十八年度予算では、事業対象としてどれほど組まれておりますか。そして、それは現在その危険面積といわれる中の何％ぐらいに当たりますか。
○政府委員(安嶋彌君) 昭和四十八年度予算におきまして危険改築に対する補助金の額は約百六十二億円でございまして、その対象面積は百八十八万平方メートルでございます。したがって、先ほど申し上げました小中学校校舎の要改築面積が四百二十二万平方メートルあるわけでございまして、このうち四十七年度の実施面積が約百万平方メートルございまして、残りが約百万平方メートル程度になるわけでございまして、それに対して百八十八万平方メートルの予算措置が行なわれたということでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、残りの、事業対象にならなかつたところは一体どういうことになっているのでしょうか。危険面積だということがはつきりしておきますのに、その事業対象にならなかつたところはどういうふうなされるおつもりでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 危険面積と申しましたも、使用上直ちにこれが何と申しますか、使用にたえない、使用することによって、児童生徒の生命に危険があるというふうなことで必ずしもないわけでございますので、必要な補修等を加えながらしばらくの間これをなお使用するというところになるかと思ひますが、こうした残された面積につきましましては、早急に改築をはかるよう今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 しばらくの間ということでございますが、そのしばらくの間というのはどれぐらいの期間をお考えでございますか。
○政府委員(安嶋彌君) 私ども昭和四十八年度を初年度といたします五カ年計画を策定をいたしておりました。五カ年のうちには危険建築物のたゞいま申し上げました残数を解消したい。もちろんそれだけではございせん、年々約七十万平方メートルのものが新しく危険建築物に落ち込んでいくわけでございまして、改築を要する総量ははたがいまして先ほど申し上げました三百万平方メートルではなくて、今後新たに危険建築物になるもの等を含めまして、新しい第四次五カ年計画におきましては、約六百十八万平方メートルの危険建築物の改築を進めたい。これは五カ年で実施をしたいという計画でございます。

○萩原幽香子君 五カ年ということでございすけれども、その間に私はやっぱり危険度というものはどんどん進んでいくと思うのです。そこでお尋ねをしますけれども、認定基準を五千点に引き上げますと、どれほどの要改築面積になりますか。ございしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 五千点に引き上げました場合、校舎で百十三万平方メートル、屋体で十六万平方メートル新たに危険建築物になるというふうに推定をいたしております。

○萩原幽香子君 今後の、そうした危険度の進行状況を勘案して将来は五千点に引き上げるべきだと思つてございすけれども、ことしの概算要求で文部省としては五千点に引き上げようとしたわけでございすね。それが四千五百点に据え置かれた理由はどこにあるかと存じますが。
○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、四千五百点以下の要改築面積がなお小学校で三百二十一万平方メートル、中学校で百一十万平方メートル残つておるといふ状況でございますので、まず、この解消をはかつていくことが先決であらうということで見送つたわけでございす。

○萩原幽香子君 大蔵省にお尋ねをいたしますけれども、子供が大事だとよく言つてくださるんですが、その点では感謝をしておりますが、いまお聞きのような状態で、何というんですか、あぶないところで勉強をさせられてる子供というものもあるわけでございす。大蔵省はこの点についてどのようにお考えでございますか。
○説明員(青木英世君) 危険度の判定基準として四千五百点とか五千点というのがあるわけでございす。四千五百点は改築を要するということでございます。それから、四千五百から五千点の間は改築をすることが望ましいと、こういうふうな考え方になっておるわけでございす。先ほど文部省の管理局長からお話ございましたように、四千五百点以下のものがなおかつ相当量ありますので、財政当局としてもできるだけ危険の一掃ということには努力しているわけですが、まずさしあたりそれを一掃して、その後の段階で危険の点数の引き上げというものについて検討していきたいと、このように考えておる次第でございます。

○萩原幽香子君 さきの六十八国会では、この補助率を三分の一から二分の一に引き上げるような附帯決議がつけられたわけでございす。ところが、三分の一のまま据え置かれた理由を大蔵省のほうから承りたいと存じます。
○説明員(青木英世君) 昨年の国会におきまして、いま萩原先生から御指摘ありましたように、危険の校舎の補助率を三分の一から二分の一に上げる。それからもう一つ、小学校の屋体の補助率を三分の一から二分の一に上げると、この二つの点の附帯決議があつたかに記憶しておりますが、これは、今回の予算及び御審議をいただいたおきましては、今回の予算及び御審議をいただいたおきましては、これはまあ補助率はいろんな沿革的な事情もあるわけでございす。御承知のとおり、昔は中学校の新増築だけ補助率が二分の一で、その他が一切三分の一だったというふうな沿革的な事情もあるわけでして、本質的には多少新増築の場合と比べますと、危険校舎の改築の問題は校舎の状況等を見ながら当該市町村についても計画的に整備できるんじゃないかというところにも多少の違いはあるかと思つております。

四十八年度の予算要求におきまして、文部省から二カ年計画でこれを二分の一に引き上げてほしいという要求があつたことは事実でございますが、他方、人口急増市町村の補助率の引き上げの問題とか、あるいは校舎の建築の基準坪数の引き上げの問題とか、あるいは超過負担の解消の問題とか、いろいろ実は財政的に大きな問題がございまして、附帯決議せつたかございまして、今度はそこで手をつけるだけの余裕は私どもございせんでした。こういう次第でございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、この過疎地とか僻地とかいったようなところは補助率三分の一という事になりますと、地方自治体が非常に苦しい立場に追い込まれる、そういうことについて大蔵省はどのようにお考えなんでしょうか。沿革とこういうことを先ほどおっしゃいましたけれども、こういうことにとらわれている限りは子供を救うということにはなりにくい、私はそのように考えるんですけれども、その点いかがでございますか。

○説明員(青木英世君) 御承知のとおり、危険校舍につきましては、豪雪地帯とか、あるいは離島につきましても、特別の法律ございまして、補助率のかさ上げを行なっておるわけでございまして、いま御指摘の僻地とか過疎地一般につきましても、これはまあ公共事業のほうでもそういう補助率のかさ上げの特例ございせんあれでございまして、それからまあ一般的に申し上げますと、単に国からの補助率の裏としては起債の問題とか、あるいは地方交付税の配分の問題とかいう問題もございまして、やはりそれらも含めて慎重に検討すべき問題ではないか、このように私も考えておる次第でございます。

○萩原幽香子君 四十八年度予算で、予算額は文部省が要求されたものの何%ぐらいが組まれたわけでございますか。

○説明員(青木英世君) 公立文教施設整備費全体といたしまして、危険校舎とかあるいは新増築とか、そういう全部を含めましたところで七四%というふうな率になっております。

○萩原幽香子君 文部大臣、こういう状態でよろしいのでございませうか。いかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) もちろん多ければ多いほどよろしいわけでございますけれども、全体の予算で各省の要求が多いものですからこういう結果になったわけでございますけれども、今後さらに四十九年度予算を目ざしましてできる限り必要な額を確保するように努力したいと思っております。

○萩原幽香子君 まあ、地方公共団体が財政上苦

しいだけではなくて、私が一番おそれますのは、やはり危険にさらされながら教育を受ける子供の立場というものを大蔵省も文部大臣も十分御配慮をいただかないといけないのではないだろうかというふうに考えるわけでございまして、今後まあしかしそういう問題については非常に努力をしてくださるといったようなことでございまして、四十九年度の予算もやがて組まれてまいりますのでございまして、この点とく御留意をいただきたいと存じます。大蔵省といたしましては、その点につきましても、おどのようにお考えになっておられますか、御決意のほどを大蔵省のほうからまず承っておきたいと存じます。

○説明員(青木英世君) 先ほど四十八年度の公立文教施設の文部省の要求との対比では七四%と申し上げたわけでございます。これはまあ正直申し上げまして要求上のいろいろのテクニックの問題とかあるいはかけ引きの問題というのもございすと思っております。前年度の予算と比べますと四七%増という事で五割近い増になっておるわけでございます。それから、四十七年度予算もたしか三六、七%くらいふえておるということで、それまでは大体二割以下ぐらいの増加でございまして、四十六年度、四十七年度と急速な伸びを示しまして、たしか四十六年度の公立文教施設整備費全体が五百億台かと記憶しておりますが、それが三年の間に千億台というようにふえておるわけでございます。財政当局としてもこういう問題について非常に熱意を持っておるということをおひとつその点からも御了承いただきたいと思っております。

四十九年度以降の問題につきましては、全体の予算がどうなるかというふうなことも全然見当つておられない段階でございますので、この公式の場で私から申し上げるのはひとつ差し控えていただきたいと思います。

○萩原幽香子君 非常にじょうずにお逃げになったわけでございますけれども、しかし、子供というものを大事にするということが私は日本の国を

ほんとうによくするという事に一番つながらる問題だと思っておりますので、まあその点どうぞひとつ。そうして、前年度に比べて何%の増とおっしゃいましたも、それは元が小さければ何%増にしていたとしてもやはり大きくはならないということもあるではございせんか。だから、予算をお組みになるときに、どこに一番重点を置いて組むかということが私はむしろ大事なことで、昨年に比べて何%の増になったということはそう自慢にはならない、このように考えております。

そこで、地価の公示価格の上昇が全国平均で前年比三〇・九%ということになったわけでございます。しかし、実際の地価はそれ以上にといいます。か、たいへんな値上がりだと思っております。私のところの例をとりまして恐縮でございますが、今度保育所の増築をやり始めたわけでございます。ところが一昨年始めたときには一万円を切る地価でございました。それが本年その土地を買おうとしたら五万円になっておるわけでございます。このような状態でございまして、大都市の周辺の人口急増地域の学校用地の取得はとも困難になることだと思っております。そこで、人口急増地域の用地取得についてどのように考えておられますか、これは文部省のほうから承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 児童生徒急増地域の市町村に対しましては校地の購入費の補助でございますが、昭和四十八年度予算におきましては、対前年度四十六億円の増の九十八億を計上いたしております。面積では、前年度三百六十三万平米を三百九十七万平米に引き上げております。単価も、前年度平米当たり一万六千円を二万一千円というふうな引き上げをしております。量・質の両面で改善をはかっておるわけでございます。なお、この単価でございますが、これは予算の積算単価が四十八年度二万一千円ということでございます。実際の執行におきましては、現実の購入価格、または地価の公示価格のいずれか少ない金額を基準にいたしまして補助金を支出しておるわけでございます。

まして、実際に即したと申しますか、対応した単価で執行をいたしておるわけでございます。一律に二万一千円という単価で執行いたしておるわけではございません。

○萩原幽香子君 それでは、その二万一千円というのは平均ということで、ランクがついていいるということでございますか。実質に合わせるということとは、そういう意味でございますか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、実際の購入価格または地価の公示価格のいずれか低い額ということでございまして、ABCといったような段階を設けているわけではございません。四十六年度の実績について申し上げます、これは大阪府の高槻でございますが、最高、平米当たり七万八千円、最低、三重県の日守市で二千四百円というものがございました。四十七年度の実績で申しますと、最高は東京都の八王子市の十三万六千七百円、最低は埼玉県川越市の千二百円というものがございました。こうした実勢単価に対応した予算の実施を行なっておるということでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、この七万八千円とか十三万七千円とかいったようなものでございまして、大体どれぐらい補助をしていただけるんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 土地の購入費につきましては御承知のとおり交付率というものがございまして、これが四十七年度は五〇%になっております。これは、校地の購入の必要性、需要というものは児童生徒急増市町村だけではなくて一般の町村にもあるわけでございます。そうした一般町村と急増町村の共通の部分につきましては補助対象にしないという扱いをいたしておるわけでございます。

それから次に、その補助対象額につきまして三分の一の補助をするということでございまして、したがって、実際の購入単価に対しては六

分の補助ということになるわけでございますが、四十六年度の場合でございますと、実際に予算計上された金額とたゞいし申し上げましたような方式で算定した金額にズレがございます。その結果、七六％にそれを圧縮をするということをしていただいております。四十七年度の場合、対象面積が大幅に増加をしたといったようなこともございまして、その圧縮が九七％強ということにとどまったわけでございます。それから、実際購入費のほとんど六分の一に近い金額が交付されておるといことが四十七年度の実績でございます。

○萩原國香子君 社会増地域と、その他の地域との買収面積の比はどうなっておりますでしょうか。並びにその取得金額の比についても承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 四十六年度の実績でございますが、社会増地域におきまして土地の買収面積は六百八十六万平方メートル、それからその他の地域におきまして買収面積が六百九十五万平方メートルでございます。それから、その購入の面積から申しますと、大体見合った面積になるかと思っておりますが、買収費は、社会増町村の場合は約千三百億、これに對しましてその他の地域における土地買収費の総額は百八十八億とございまして、総購入面積のうち、社会増地域が八五％で、その他の地域が一五％、金額の面から見ますと、そうした数字になっております。

○萩原國香子君 いまの御説明を承りまして、やっぱり社会増地域というところは学校用地取得が非常にむずかしいとございまして、そこで、お伺いするんですが、その土地の他の地域と社会増地域の起債の状況はどのようにございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 小中学校用地の購入費の所要総額は九百三十一億というふうに自治省で算定をいたしておるわけでございますが、そのうち、ただいま御質疑がございました国庫補助対象事業分は四百十七億円でございまして、その他は補

助事業以外ということになるわけでございます。水田債あるいは単独事業債及び地方交付税で措置が行なわれておるといこととございまして、なお、その国庫補助対象事業の総事業費は四百十七億でございますが、そのうち、国庫補助金が百三十九億、地方債が二百五十億、交付税が二十八億と、全体をいたしまして、そうした財源措置が地方財政を通じて行なわれておるわけでございます。

○萩原國香子君 そういう状態で、学校でもひとつ建てようかなと思っております。もうほんとうに市町村ではお手あげという状態になるわけでございます。これは、そういうことに非常にお詳しい文部大臣でございまして、その件についてどのようにお考えでございましょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校をどういう土地に建てるかというところは将来の町づくりの基本になるんじゃないかと、こう思うわけでございます。同時に基本になるところは早く確保しておきませんとかなかなか学校用地として取得しにくい、そういうこともございまして、自治省のほうで、地方公共団体が土地開発公社などをつくってそこで用地を確保することの得やすいように、資金措置でありまして、税制の優遇措置でありますとか、その他のいろいろなことをやっていただいております。そういうことで、そういう弾力的な運用で進捗を速めていきたい。同時に、現実には学校を建てる際には、土地開発公社から市町村が今度は逆に買いつける、それに対して国庫補助をするというふうな行き方がとれるんじゃないかと、かように考えておるわけでございます。

○萩原國香子君 自治省おいでいただいておりますか。——いまの大臣の御答弁でございまして、もう少し詳しく、いわゆる学校用地取得の困難が予想される場合に、こういうような方途を考えていると、そういうものがございまして、ひとつ、少し詳しくわかりやすく御説明いただきたいと存じます。

○説明員(福島深君) ただいま文部大臣から御答

弁がございましたように、自治省をいたしましては、四十七年度から公有地拡大法の関連もございまして、都道府県知事に先買権と申し申しますが、そういう制度も創設いたしましたし、また、土地開発公社によって先行取得をする、そういうような方途も講じておるわけでございます。なお、そういうことにとどまらず、これもいまお話をいたしましたように、地方交付税におきまして学校関係の経費を重点的に算入をしていく、特に事業用起債等によりまして中学校の経費の算入をいたしておるわけでございますが、それとあわせまして、何と申し申しても直接購入する場合の地方債の充実に問題があるわけでございます。

で、地方債の組み方につきましても、ただいま文部省のほうからお話がございましたわけでございますが、義務教育施設の整備事業債も本年度はたいへん大幅にふえまして、地方債計画におきましても千五百五十億というワケになっておりますが、その中でも、計画上も用地費にかなり地方債がかかるであろうというところで、四百二十二億、約四割ぐらいになります。そのぐらゐのものは用地費というところで考えておるわけでございます。しかし、実際にはそういうことではなかなかおさまらないわけでございます。先ほど補助の単価とか、そういう問題もございましたけれども、そういうものでおさまらないものにつきましても、地方団体の実情ではどうしても必要であると思われ、ものにつきましては、必ずしも地方債とか政府資金だけでやっておるわけでもございませぬ。繰越資金等も活用しておりますので、そういうものをできるだけ活用いたしまして地方団体の要望にこたえる、こういう形で処理をいたしておるわけでございます。したがって、用地取得の起債につきましても、その地方債計画の額に必ずしもよりませんで、実際に即して起債を許可していくと、こういうことで対処いたしておる次第でございます。

○萩原國香子君 昨年の五月二十五日、やはり負担法の一部改正案の審議の際に、私は横浜市の浜

小学校の東分校のことでお伺いをいたしました。その後、この学校ではどのように処置をされておりますか、お伺いしたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 昨年の五月二十五日、萩原先生からお尋ねがあったわけでございますが、こうした公団住宅の一部が学校として利用されるということにつきましては、文部省もいろいろ問題があるのではないかと、観点から補助対象にもしないで、その後の経過を見守ってきたわけでございます。その後、私も現地を視察する機会も得ましたし、また、その校長さんからもいろいろお話を伺う機会を得たわけでございますが、幸いなことに、その後特に支障もなくこの学校の運営が行なわれておるといふに承知をいたしておるわけでございます。その当時も申し上げましたように、こういう形勢が望ましいと積極的に評価をするというところではございませんけれども、横浜市のように児童生徒が急増をしておる、しかも、学校用地が非常に得にくいというような場所柄にありましては、こうした形もやむを得ないのではないかと、いろいろな考え方に立ち至っておるわけでございます。で、この学校の運営の状況等をその後のいろいろ聞いてみますと、いい点といたしましては、通学上の危険が少くないあるいは通学時間が少なく済むといったようなこと、それから昇降口が一所でございまして、児童の出入りが非常に管理しやすい。それから、各教室から直接外部に出られるので万一のときの避難等もしやすいのではないかと、あるいは中庭の利用度が高い、これは行つて見ましたけれども、なかなかおもしろい使い方をしていただいております。それから運動場もラバー舗装が行なわれておりまして危険も少ないし、雨が降りましても降りやんだときにはすぐに使えるといったような利点も指摘されております。また、校長先生のお話によりますと、子供が非常にのびのびしておるといったようなことも指摘されております。しかし一方、問題点といたしましては、緑が少なく、あるいは通学の楽しみがない、それから上の住宅から落下物がある

ということ、これは現在金網を二重にし、かつまた、その網目をこまかくする等の措置が行なわれておりますので事故はございませんが、そうした問題点がある。それから、住宅から学校への騒音の反響がたしかあるようにございます。また、学校の騒音が住居のほうに響いていくといったような問題点もあるようにございますが、いい点、悪い点いろいろございますけれども、まずまずの成果であるというのが関係者の意見でございます。私どももある意味ではほっとしておるというふうな次第でございます。

○萩原幽香子君 文部大臣にお伺いしますけれども、学校という形を考えましたときに、私たちが学校というものを頭の中で描いたときに、いまおっしゃったような学校でございませぬ、こういうものは一体どのように評価をされるのございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) たいへんむずかしいこととございますが、分校で一年、二年だけをここに収容しておるというようにも承知しておるわけでございます。したがって、おっしゃっていらっしゃる学校という意味はおそらく全学年一緒にあってそれぞれ長短補いながら集団訓練といったものを生かされていくというふうなことをお考えになつてゐるのではないかと推察するわけでございませうけれども、全くやむを得ない措置ではなからうかと、こう考えているわけでございまして、土地の問題からこういうことになつてゐるわけでございます。そういう困難な状況のもとにおいてはまあ一応やっているといることになるのではないだろうかという式の管理局長の御報告であつたように私伺つたわけであります。が、私も、そのように思つておるわけであります。

○萩原幽香子君 その際、やっぱり局長さん、先ほどおっしゃいましたように、これは非常に好ましい状態とは言えないけれども、しかし、大勢として考えるときはやはり今後起こり得る課題であらうと思うので、大都市の学校建築については調

査研究会を設けて、鋭意検討を進めていくということをお私に質問に対してお答えをいただいたわけでございます。

そこで、現在、こういう急増地域でこうしたような組み込み型の学校がどれくらいございますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 現段階におきましては、この種の学校はここだけしかないといふ聞いておりますが、しかし、現に横浜市内においてこの種のものをさらにつくらざるを得ないというふうな話も聞いております。

○萩原幽香子君 これもやむを得ないということとございまして、この種の学校建築に将来どのような助成をなさるおつもりか、これもやっぱり好ましくないからそつとしておこうというおつもりでございませうか、その点承つておきたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど来申し上げておるとおりでございます。望ましいとは考えませんが、けれども、必要な学校施設であると、こう考えざるを得ないわけでありまして、今後は十分な指導を加えながら補助対象として取り上げてまいりたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 それでは、いまの浜小学校の問題についてはそのまゝということとございませう。今後、そういうことが起こる場合にはやはり補助対象として考えてみよう、こういうこととございませうか。そうしますと、その補助対象というのは普通の学校の場合とどのように差をおつけになりますのか、それとも、もう同じように取り扱つていくとお考えになりますのか、その点もちょっと承つておきたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 実はまだ具体的な課題として当面しているわけではございませんので、いろいろ問題が派生するかと思ひますが、原則的には普通の学校の補助と同じように考えてまいりたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 昨年の負担法審議の際にも、人口急増地域においての学校用地取得の困難さが非

常に論議されたわけとございました。そのとき私は、その解消策の一つといたしまして、人口急増地域の中学校を、美しい自然に恵まれた過疎地に求め、全寮制の学校を建てることを提案をしたわけとございました。そのとき私は、やがて週休二日制にもなりますし、それから、これが実施されますと、父兄もまた子供とともに自然に親しむ機会にもなるかと申し上げたわけとございます。そのときに、当時の高見文部大臣は、中学校なら全寮制にしてもいいのではないかと申したので検討をしてみたいという御答弁があつたわけとございます。その後、この私の提案に対してどのような御検討をいたしましたか、とおっしゃつたまゝになつておりますのか、その点を承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) この問題は、管理局の施設整備という観点だけの問題ではないわけとございまして、学校のあり方の基本にも触れる問題かと思ひます。そこで、省内、初中局等とも検討をしてまいつたわけとございますが、その中間的な問題点として若干の点を御報告申し上げたいと思ひますが、まず、いい点といたしましては、都会地の非常に狭い学校から広い自然の中の学校に移るわけとございまして、そうしたことの教育的な意味が大きからうということ。それから、全寮制というところでございまして、集団教育の効果もあるいは期待できるかもしれない。それから、繰り返しになるかもしれませんが、恵まれた自然環境で成育をする、教育が受けられるということ。は、児童生徒の情操、健康等に対してもいい影響があるであらうということが考えられるわけとございませうが、一方、問題点といたしましては、いわゆるグリーンスクール等でやつておられるように、短期間でございましてならば比較的問題がないといひました。相当長期家庭を離れて生活をするということにつきましては、父兄等の間からもいろいろ問題が起きてくるのではないかと、あるいは家庭における経費の負担の問題というものも小さくない問題であらう。また、そこで

家庭教育との切斷があるわけとございますが、そうした問題あるいは家庭のしつけの問題等にも問題が起るのではないかと、というふうなことがございませう。また、父兄の全部がそうした事柄にたして賛成をしてくれるかどうか、そういった点も問題としてあげられるのではないかと存じます。

文部省では現在、御承知のとおり、この児童生徒の急増対策ということよりも、むしろ、まあ一種の公害関係の対策の一つといたしまして、先ほど申し上げましたグリーンスクール等の施策を進めておるわけとございますが、こうしたものの実績もさらに十分検討をしたい、あるいはそれを拡充することによつて萩原先生が御指摘のようなふうな効果も期待できるのではないかと存じます。

それからまた、その全寮制の小中学校等を設けました場合に、そこに勤務いたします教員の勤務に関連する各種の問題も起こつてくるのではないかと。こういうことがいろいろと検討されるわけとございまして、私どもも、こうした問題をめぐつてさらに検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 先ほどの考えた問題点ということで御指摘になりました中に、私は家庭教育とか、しつけの問題ということも確かに含まれるというところは思ひますけれども、また逆に、いつも一緒にいて親と子がちつとも話をしないといったような家庭も決して少なくないと思ひます。ところが別れてみますと、私たちがそういう経験がございませうけれども、まず親に手紙を書いてみようとか、そういうふうなことで、むしろ、いままでも全然親と子のつながりの中で考えられなかつたようなものが離れてみるによつてわかるという点も考えられるのではないだろうかというふうな思ひます。それから経費の面とございませうけれども、こういうことはやはりそういうふうになれば、義務教育という形でもう少し文部省としても手当てをしていただくようなこともお考え願え

ば、まあある程度の問題の解決にはなるのではなからうかというのを思います。まあ、昔の師範学校といいますが、あああ昔師範学校だったからあんなことを言うのかということになるかもしれないが、やはり高等小学校を卒業して五カ年間、いわゆる寮に入って生活をいたしました、あの当時のことを考えてみて、私は決してこれはマイナスではなかったような感じがするわけでございますね。集団生活の中でのいろいろ学び取ることもございますし、離れているからといって親と子の間に断絶ができたとも私は考えられない、むしろ逆のことも考えられる、こういうようなことも考えまして、私は実はこの問題を提案したわけなんです。ですから、この問題につきまして、文部大臣は教育の立場からどのようにお考えになりますか、承りたいと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全寮制の中学校という限りにおいてはたいへん好ましい教育ができるのではないかと、こう思うわけでございます。ただ、問題は義務教育なのでございまして、希望者だけを收容するわけにいかない、そこにやはり私は問題が残るなという感じを持ちながら、聞かしていただいたような次第でございます。

○萩原幽香子君 しかし、これは十分検討をしていただきますと、案外よかったということになるのではございませんか。ひとつ十分御検討の中にお入れをいただきたいと存じます。

次に、学校統合についてお尋ねをいたします。今日まで学校統合を行ないまして、いずれもスムーズに行なわれてまいりましたでしょうか。何かの形でトラブルが起きたのはどれほどの件数がございましてしょうか。過去十年間ぐらいを単位にいたしまして、そのトラブルの原因、そしてどういう状況に発展したか、その点について承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 過去十年ぐらいの間にございます学校統合をめぐるトラブルでございますが、私どもの調査では、全国で約四十二校に及んでおるといふに承知をいたしておりますが、

理由をいたしましては、やはり学校の位置が町村内においてなかなか折り合いがつかないという理由がまず第一にあげられます。言うまでもないこととでございますが、学校は地域あるいは町村の中心にあるわけでございます、その位置をどこにするかというところは、町村住民全体の非常に大きな関心事なわけでございますが、そうした理由によるもの、それから通学距離が長くなるというような理由によるもの、それから過疎化がさらに進行するのではないかとといったようなことによるもの、それからその他いわゆる住民感情からくるいろいろなものもつれといふものもあるようでございまして。

○萩原幽香子君 この負担法の施行令、第三条第一項第一号によりまして、十二歳級から十八歳級が適正基準、こういうことになっておりますね。ところがその適正基準同士の学校を統合された例はこれまでにどれほどございましたでしょうか。こちらもちょうど適正基準だと、それを統合した、こういうような例でございまして、そういう場合は、これはどういふ理由によつたものでございましてしょうか、これを承りたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 四十四年から四十七年度までの間におきまして、適正規模の学校が双方または一方の当事校となつて統合が行なわれたものの数が小学校で九十二校、中学校で百十五校というところでございまして、このうち、適正規模の学校が関連校となつて統合が行なわれたものは十一校あるといふふうに承知をいたしております。これはやはり適正規模でございまして、必ずしも統合する必要があるようなふうにも思ひますけれども、統合することによつてなおかつそれがつまり十二歳級の学校を二つ統合することによつてそれが十八歳級の学校になるというようなケースも中にはあるわけでございます。かつまた、たとえば事務職員の配置が新たに可能になるとか、養護教諭の配置が新たに可能になるとかあるいは通学上の危険が少なくなるとかあるいは合併町村でございまして、統合を進めることによつて住民感情、

住民意識の一体化がはかれるとか、そういったようなことがいろいろ動機になつておるようでございます。

○萩原幽香子君 現在紛争をやはり続けております茨城県、茨城町の黒子という小学校でございまして、これは十三歳級、また統合いたしました河内小学校、これも十三歳級でございまして、これを統合させたといふことなんでございまして、非常に紛争がいまなお続いている、こういう状況でございまして、その紛争状況について文部省はどの程度調査をなさいましたでしょうか、また、どのように把握をされておりますでしょうか、承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり、この河内小学校の統合は、一方の河内小学校が十二歳級で特殊学級が一年級、十三歳級、それから黒子小学校は十二歳級で、これまた特殊学級が一年級、十三歳級でございまして、両方を統合いたしました十八歳級で、特殊学級一年級の学校をつくらうというものが統合の趣旨でございまして、そういうことで計画が進められておたわけでございますが、関係者の間に争いがございまして、訴訟にまで及んでおるわけでございます。そうした事情があつたものでございまして、文部省といたしましては、これは補助対象にはいたしてないわけでございます、一昨年でございまして、本委員会におきましてこの問題が議論をされました、その後、茨城県の当局を通じて、円満に解決するよういろいろな指導をいたしておるところでございます。しかしながら、現状におきましても、必ずしも両校の統合が円満に行なわれていない、一部に自主授業というようにも行なわれておるようでございますが、先月二十四日、県の教育委員会が、町と統合反対派に対して調停案を示して、具体的にこの正常化に乗り出しておるような状況もございまして、かつまた、訴訟になりまして裁判所におきまして、これはむしろ和解でもって事態の解決をはかるべきではないかという裁判長の勧告等もございまして、現在そうした方

向で話し合いによつて解決をしたいという方向で事態が動いておるわけでございますが、ただ、今日の段階では最終的に関係者の合意が得られたという段階には至っておりません。今後とも茨城県教育委員会を通じて円満な事態の解決を期待したいといふふうに考えております。

○萩原幽香子君 茨城県の教育委員会の教職員第一課長さんのお話を承つたわけでございますけれども、それを聞いてみますとなかなか問題はむずかしいようでございまして、ですからこれをほんとうにうまく解決をしていただきませんか、これは四十八年四月十日の毎日に出ておつたんです、六年生の子供が自殺をはかるといったような事件さえも引き起こしている、こういう状態でございまして、ですから、そんなことになつておつても、一体文部省はどこまで手を入れてくださったのだろうか、私は非常に気になつたわけなんです。ですから、現在の紛争の把握をしていただくんです、その紛争の原因が一体どういふところにあるのだろうか、これはこの方のお話でございまして、三つ原因があげられると、こうおっしゃつておるわけでございます。一つは、黒子小学校は創立以来約百年の伝統があつて、そのような学校がなくなることは住民感情として納得がいかない、これが一つの理由のようでございます。それから、二つ目には、両校とも十三歳級であつて適正規模だ、別に統合する必要はないではないか、こういうことがあげられております。三つ目には政治的な感情のしこりだ、こういうことなるとございまして、私もよくわかりません、この政治的な感情のしこり、こういうものがどういふものなのかといふこともひとつ文部省としても調査をしていただいたほうがよろしいのではないかと、そういうものの、いわゆる犠牲に子供が供されるということがまんのならないことだと、私は考えるわけでございまして。現在ではそれでは自主授業というのがどれぐらいなされておりますか。それは御調査でございまして、う

か。
○政府委員(安嶋彌君) 六月四日現在でございますが、いわゆるその黒子教場におきまして八十二名の者が自主教育を受けているということでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、この自主授業を受けております子供の扱いというのはどのようになるのでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) そのことが問題なわけでございます。先ほど申し上げました県教委の調停案というものの内容におきましても、当分の間、この黒子教場における自主授業に對しまして、教員を派遣をいたしまして正常授業に戻すという一つの提示をいたしているわけでありまして、それが一つでございます。それから、もう一つは、事態をそうしたふりに一応安定しておきながら八月末までに結論を出すべく審議委員会を発足させたい。この二つの点を県教委が町側と統合反対側に示しているわけでございますが、最近の報告によりますと、当分の間、この自主授業を正規の授業に戻すという点につきましては関係者の間に異存がないわけでございますが、統合に関する審議委員会が発足をいま直ちにやるといふ点につきましては異論があるようございまして、反対派は七月の町議会の議員選挙が済んでから委員会を発足させるべきであるというようなことを主張いたしております。町側は二学期からはぜひ統合校に通学してもらいたいという主張をいたしております。この辺のところはまだ双方の間で折り合いがつかないというところでございます。私も、先ほどお話しのように、児童をこうした紛争に巻き込むということにつきましては、まことに遺憾なことでございますので、そうした観点から、さらに、茨城県当局に對しまして十分指導をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 そうしますと、この正常授業に

戻す期間はよろしうございすけれども、それを越してもなおこういう自主授業が行なわれる場合、これはどのようなふうになりますでしょうか。そしてまた、ここで教員をとられる先生の給与その他は一体どのようにいたしますのでしょうか。この点ちよつと承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま自主授業を行なっております教員の給与は、これは県教委が任命をした教員ではないわけでございます。したがって、その給与はおそらく自主授業に参加しておる児童の父兄が負担することと思ひます。教員を正規に派遣いたしましたれば、もちろん、それは県において給与その他は負担をするということになるわけでございますが、お尋ねのようにはどうなるかということでございますが、そういふことがないようになつて努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○萩原幽香子君 これは、外部団体等がこの問題に對して介入してきているような経緯がある、こういうことでございますが、その点について御調査されておりますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) どういう外部団体があるかということにつきましては、事實は把握いたしておりませんが、かなり広く反響を呼んでおる事件でございますから、あるいはそういう関連の事柄もあるかと思ひます。

○萩原幽香子君 聞くところによりますと、いま自主授業をされております先生というのは、前にここにいられた方が引き続いておられて、そしてその教員をとっておられるように聞いておりますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、そのところ正確にまだ把握をいたしておりませんが、私どもの聞いておりますところでは、定時制高校の先生とか、あるいは大学生がその授業を担当しておるといふふうに聞いております。

○萩原幽香子君 そうしますと、一緒に統合し

したら学級数は減りました。そうしますと、その両校におられた先生たちはどういうふうになられたんでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) そこまでは確認はいたしておりませんが、十二学級の学校が二つ一緒になつて十八学級の学校になつたわけでございます。それから、おそらく若干の先生がほかに移られたというふうなことかと思ひますが、これは茨城県教育委員会がそうした人事異動を行なっているはずと思ひます。

○萩原幽香子君 実は、その黒子におりたいというところで子供が残つた場合に、その先生方は全部ほんとうにお引き揚げになつたのだろうかという疑問が私はやつぱり残ります。子供たちがここにいたい、こう言つてそこにとどまつて勉強をしようというときに先生たちが全部引き揚げておしまひになつたかどうか。だから私が申し上げたのは、おそらくここに残つた先生も何人かはいらつしやるだろう。それがもし県から任命された先生でないからというところになつて給与が打ち切られるというところになつたらその先生方の身分は一体どうなるんだらうか。それはいわゆる給与だけの問題ではなくて、身分の問題が一掃になつてくると思ひますが、その点はどうなるかになつたのでしょうか。これはおそらく茨城県の教育委員会が何とかされたんでしようというだけでは、やはり私は文部省としてこういう場における情けというものが少し欠けているんじゃないかという感じがいたしますけれども、その点いかがでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘の点まで具体的に調査はいたさなかつたわけでございますが、お話でもございすので、さつそくその辺の実態を明らかにしたいと思ひます。

○萩原幽香子君 自分が教員をやつてまいりましたので、いろいろなことがやはり気になるわけでございます。そういう点、ひとつやはりこれは教育の場だということが村の人からも、そうして子供たちからも感じられるように私はやつていた

きたいものだ、こういうふうに考えるわけでございます。しかも、この紛争が四年間も続いているという、その中で子供の自殺事件まで起こすという、こういうことは捨てておくべき問題ではない、こう思ひます。どんなことがございまして、またどんな場合でも、子供を住民感情の対立の犠牲にしたり、行政当局の御都合主義の具に供してはならない、私はそう思ひます。子供を守る立場にある文部省の学校統合に對する基本姿勢というものをまず文部大臣から承つておきたいと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校統合の及ぼす影響は非常に大きいわけでございますだけに、何といひましても、住民の理解と協力が得られなければならぬ、こう考えるわけでございます。

もう一つは、やはり教育上の効果、これを中心に考えていくべきであつて、経済的な問題が先に立つてはいけないということではなからうか、かように思つておるわけでございます。そういう条件のもとに適正規模の学校をつくり上げていくという努力が現在なされるように持つていつて、初めて統合という問題が実現できるのではないだらうか、かように考えております。

○萩原幽香子君 私は、教育上の効果ということの中には、やはり一番問題になるのは、子供の心ではないだらうかというふうに思ふのです。その点をよほど大事に考えていただかないと、いろいろな問題を残すのじゃないかというように思ひます。その点十分御配慮をいたしまして、学校統合の問題についてはお取り組みいただきたいと存じます。

で、この負担法施行令の第三条第一項第二号によりまして、統合による適正通学距離を小学校では四キロ、中学校では六キロと定められておりますが、この通学距離は、はたして適正でございましょうか。どんな方法で通学をさせようとお考えになつておられますか、承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 政令には明文として書いてございせんけれども、ただいまお話しした小学

校四キロ、中学校六キロという通学距離は、これは徒歩の場合ということでございまして、これがきまりました当時は、労働科学研究所の疲労度の調査等の結果を参考にしまして、子供の疲労の限界、それから、それだけの距離を通勤してまいりまして、なおかつ勉学に耐え得るというふうなことを前提にいたしまして、この距離をきめたわけでございます。

○萩原幽香子君 局長さん、そうおっしゃいますけれども、小学校の四キロといふのは、一年生の子も二年生の子も四キロでございますね。四キロというのは一体、おとなの足でどれくらいかかるかと考えてございしますか。

○政府委員(安嶋彌君) 四十分くらいかと思いますが、おとなの足で四十分くらいかと思ひます。

○萩原幽香子君 私は、まあ女でございますので、なかなか四キロを私は四十分でよう歩きません。といひますと、まあ、小学校の一年生や二年生の子が四キロ歩くのは、これ適正だなどとお考えになることは、私はどうも疲労度の研究をどなたがどういふ形でなさったかかわかりませんが、おとなの足で、たいてい八時半というふうなときに学校が始まるという見方です。一時間といへば、まあまあ子供の足で一時間と見まして七時半には出なければならぬというふうなことになります。行きも帰りもそれだけ、一時間ずつを歩くといふことでございしますが、これまあ適正とか何かだつたらよろしいでしようけれど、どんなもんなんぞございしましょう。中学でしたら六キロでございしますから一里半、それを毎日通うということはこれ適正といふことになるんでございまいしうか。ちよつと私これは適正といふことになりにくいような感じがいたしますけれどもね。

○政府委員(安嶋彌君) これは、適正距離と申しますよりはむしろ以内といふことでございしますから、最高の距離という意味でございします。これをきめました当時は、先ほど申しましたように労働科学研究所の各種の調査を参考にきめたわけ

でございますが、同時に、児童・生徒の通学の実態調査をいたしましたところ、やはり小学校四キロ、中学校六キロまでというところが実態的にもかなりある例でございまして、理論的にも実態的にもまずこの辺ならば最高限として適当であらうといふふうな考えをたけでございします。もちろん、おっしゃる通りに近ければ近いにこしたことはないと思ひますが、これ以内でやつてもらいたいというのがこの趣旨でございします。

○萩原幽香子君 まあ少し、私は適正——以内とおっしゃいますけれども、やっぱり以内だから四キロであつても別にいけないということにはならないといふことで、さうばり私は一年生、二年生の子供の足でそれだけ歩かせるということはどういうもんなんだろうかと、それで疲れないでほんとに近いくところから来た子供たちと同じように学習ができるかどうかどうだろうか、こういう問題について、はもう一回私ははっきりと御調査をいただいて、ずいぶん遠方から来ておりますような子供と、近くから来ております子供の学習の状況なんかも一度調査をしていただいたらどうかと思ひ込んでございしますが、その点いかがでございまいしうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 昔は三里ぐらい歩いて通つた場合もあるといふことを聞いておるわけでございますけれども、近ごろの都会の子供は特に足が弱くなつたりなんかするといふことも聞いておりますし、全般的に体位は向上したけれども、体力は衰えておるといふふうなデータもあるわけでございます。したがって、私もどもも体育局あたりと相談しましてその点を調べてみるに考へます。

○萩原幽香子君 昔は三里歩いたと、まあおっしゃるとおりかもしれませんが、だいたい変わつてまいりましたんですからね、あたりの情勢がすくく変わつてまいりましたので、いまの子供たちに合せて——それは歩かせることは私は決して悪いこととは思ひません。少し歩いて

もらったほうがいいとほんとは思ひますけれども、しかし、一年生に四キロなんていうのはどうだろうかという問題はやっぱり私の気持ちの中に残つてまいりますので、その点お願いをしたいと思ひます。

統合によつて適正通学距離以上の地域から通学している生徒は現在どれくらいございしますでしようか、小中学校別にお聞かせをいただきたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 小学校の場合、統合校数が七百七十七校でございまして、その学校に在学しております児童約二十五万、そのうち四キロ以下の通学をいたしております者が約二十二万三千人、四キロ以上、総数の約八九％の者が四キロ以下といふことになっております。

それから、中学の場合でございしますと、統合校数が五百九十九校、在学生数が約二十四万八千人。そのうち、四キロ以下の通学を行なつております者が二十万二千、四キロから六キロまでの通学を行なつております者が約一万三千、合計八七％の者が六キロ以下の通学を行なつておるといふ結果が出ております。

○萩原幽香子君 そうしますと、その適正通学距離以上の地域から通学している子供たちに対してはどのような対策が立てられておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもの考えとしては、普通に路線バスがございします場合は、そういうものを——路線バスに限りませんが、あと軌道等ございします場合には、それをまあ利用していただく。それから、そういうものがない場合にはこれはスクールバス、あるいは海の場合でございしますとスクールボートといふふうなもので通学をしていただくといふふうな考え方をとおつておるわけでございますけれども、これに對しまして小中学校とも遠距離児童・生徒の通学費の補助金を現在持つておりまして、対象人員が小学校で一万八千五百八十六人、中学校で三万七千三百三十六人、これは統合後五カ年間補助をいたしまして、それ以後はまあ地方交付税で見えていただくといふふうな

てまをとおつておるわけでございます。それから、スクールバス、ボートにつきましては、これは購入費の補助を現在四十八年度で二億二百万ばかりございまして、これでもって購入をしていただく。それから、そのスクールバス、ボートの維持費につきましては、これは地方交付税のほうで財源措置をしていただく。一台あたり年間百七十万の財源措置をしておるわけでございます。

それから、まあいよいよさういふふうな通学といふことも困難であるといふ場合には、先ほど来お話がございしますように、寄宿舎をつくりまして、その寄宿舎の児童・生徒につきましては、これは食費、日用品費を国庫補助を行なうと、子供にとりましてはこれはただでいけるといふふうなことではございしますけれども、なお、寄宿舎の運営費につきましては、小中学校で児童・生徒一人当たり年間七万二千円の寄宿舎の運営費を考へるといふふうな方法で、さういふ遠距離の子供たちに対しては対策を講じるといふ方針をとつておるわけでございます。

○萩原幽香子君 適正規程によつて学校統合がなされて廃校になつた学校もかなりあると思ひますけれども、全国で何校ぐらい廃校になつておりますか、承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 四十七年度におきまして統合後の施設をほかに転用をいたしましたものがかなりあるわけでございますが、補助対象となつておりました施設の転用処分につきましては文部大臣の承認を必要とするものでございしますから、その関係の資料が私どもの手元に上がつてまいるわけでございますが、四十七年度その総数は百七十三件ございまして、そのうち三十八件がたとえばそのあいた施設を幼稚園に転用するとかあるいは中学校から小学校に転用するとかいふた学校教育のために利用されております。それが三十八件でございます。それから、公民館とかあるいは集会所、青少年研修センター等の社会教育施設に利用されておりますものが六十二件ございします。それから保育所でありまして、役場の庁舎等に

利用されておるものが八件ございます。その他農協の倉庫になりますとか、あるいは民間の工場に払い下げられるとかいったもの、あるいは解体されて撤去しようといったようなもの等がございますが、総体として百七十三件ということになっております。

○萩原幽香子君 こうした廃校になったものは、もう少しいい使い方もあるんじゃないかなという感じがちよつとしたわけでございます。こうした学校をやつぱり人口急増地域の生徒たちに夏休み・春休みなど一定期間開放して自然とのまじわりを深めるような措置、こういうものは考えられないものだろうかというふうに思ふわけでございますが、こういうような使い方をしておりますのは現在でございますか。いかがでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、私どものところに承認申請とあがつてまいりましたものの中には、さようなものは含まれていないのでございますが、御指摘のようなそうした有意義な使い方というものが今後検討すべき課題であらうというふうに考へております。

○萩原幽香子君 これをごらんになりましたでしょうか。読売の五月十七日の記事でございますが、「自然の中で集団生活を通して先生や生徒同士の理解を深めよう」というわけで、東京の調布四中の二年生が三百六十人、先生に引率をされまして群馬県の榛名湖畔の高原教室へ行つたと、こういうことが出ておりますね。そこで、私は、こういったような、これが移動教室というような形で、夏休みの林間学校とは違つて年間の授業計画の中に組み込まれた教育の一環としてこういうことをやっている、こういうようなところがすでに始まっているところでございますから、こういう統合された学校でそういう計画を進んでやっていただきますならば、非常によろしいのではないかと、こういうことも考へるわけでございますね。だから、いまからそういう面で、ひとつ、ぜひお願いしたいと思ひます。現在の社会環境は、何

といつても、子供たちに対しては申しわけのない状況であらうかと思ひます。次の世代のいない手でございます。青少年をよい環境のもとで育成することは国民全体のつとめであることは論を待ちませんけれども、とりわけ、児童・生徒のために快適な教育環境を整備する立場にある文部省でございますから、ひとつ、思い切つて発想の転換をしていただかないかでございますか。

そういう意味で、私は中学の全寮制の問題も申し上げたわけでございますし、いまのように、廃校になったところへ子供たちを送つて自然に親しませるといったようなことも考へていただきたいい、こういうことを考へたわけでございますけれども、文部大臣、そういうようなことについて、さらに、どういった新しい計画をお持ちになっておりますか、公害に悩まされる子供を救うという面でも、どういった御計画をお立てになっておりますか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 従来、とかく、従来の型にはまった学校教育に日本の教育が依存し過ぎているんじゃないかという意見が多いように承知しているわけでございます。体育・徳育・知育を通じて調和のとれた人間が育てられなきゃならぬ。同時に、また社会教育、体育の面において教育を大きく受け持ってもらふ必要があるんじゃないだろうかということも強く言われておることだと、かように私考へておるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、社会教育なり体育なりの施設の整備も急がなきゃなりませんし、同時に、また「少年自然の家」とか「青年の家」とかいったものの施設もふやしてまいってきております。御指摘になりましたような考へ方に基づいておるんだと、こゝろ私存しておるわけでございます。したがらば、いま、いろいろお教えいただきましたこと、そういう方向でやはりお考えいただいているんじゃないだろうかかと、こゝろ私拝察したわけでございまして、ぜひ、そういう社会教育、体育あるいは自然にもっと親しむ人間教育に力を入れていく、そういうことで使え

る施設はできる限り使えるような配慮をしていくというふうなことで努力していきたいと、かように思ひます。

○萩原幽香子君 終わります。

○委員長(永野鎮雄君) ほかに御発言がなければ、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願(第一七一六号)(第一七五四号)(第一九四四号)

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(第一七二七号)(第一七五七号)(第一八一八号)(第一九四〇号)(第一九六四号)(第一九六九号)

一、「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願(第一七五五号)(第一七五六号)(第一八三二号)(第一八四四号)(第一八四五号)(第一八四六号)

一、女子教育職員の育児休業法制定に關する請願(第一七九六号)(第一八三二号)(第一九一〇号)(第一九六三号)

第一七二六号 昭和四十八年四月二十日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 東京都八王子市館町一三四 佐々木シン外四十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第一七五四号 昭和四十八年四月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 東京都日野市南平二、一九五ノ一 九名

第一第二泉荘内 松永幹男外四十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第一七二七号 昭和四十八年四月二十日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(二通)

請願者 愛知県岡崎市上地町字岳井二ノ二 山本正敏外二十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第一七五七号 昭和四十八年四月二十三日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(二通)

請願者 愛知県西尾市上矢田町寺前一七 岩間敏夫外二十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第一八一八号 昭和四十八年四月二十四日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町黒崎字磯崎三 九 桑洲勇外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 萩原幽香子君

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員

第二三三三号 昭和四十八年五月九日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市住吉一ノ一ノ一五 中安

紹介議員 忠南外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二一五号 昭和四十八年五月十日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願（三通）

請願者 愛知県岡崎市羽根町東一九 酒井

春治外三十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二二七号 昭和四十八年五月十日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島県板野郡上板町神宅 山田三

校外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二二七号 昭和四十八年五月十一日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市北山町下田尻四ノ二三 加

集ハナ外五百名

紹介議員 小笠公昭君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二四三号 昭和四十八年五月十一日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 横浜市旭区今宿一、四一四ノ五五

池田篤信外四百四十九名

紹介議員 森元治郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二七五号 昭和四十八年五月十二日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願（六通）

請願者 茨城県勝田市市毛八四六 山崎徹

外百五十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二七六号 昭和四十八年五月十二日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願（九通）

請願者 茨城県下館市泉三五〇 小島幸子

外二百二十五名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二四三三三号 昭和四十八年五月十二日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願（六通）

請願者 茨城県水戸市文京一ノ〇ノ一一

高柳里子外百五十名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二四四四号 昭和四十八年五月十二日受理

国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島県板野郡板野町川端 藍原昭

代外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二二〇五四号 昭和四十八年五月八日受理

三重県の「古里遺跡」保存に関する請願

請願者 三重県北牟婁郡海山町相賀 上村

和代外六百四十九名

紹介議員 萩原幽香子君

国は、三重県の「古里遺跡」保存について、左記事項の実現を図りたい。

一、遺跡の範囲、性格を解明するために必要な調査期間と費用の予算化を図ること。
二、古里遺跡と斎王宮跡など周辺遺跡との関係を十分調査すること。
三、当遺跡並びに周辺遺跡をも含めて保存できよう史跡指定を行なうこと。

理由

現在調査が続けられている三重県多気郡明和町にある「古里遺跡」は、奈良時代から室町時代までの複合した大規模な集落跡である。全国的にみても中世の村落を考古学的な見地から全体を解明した例は、きわめて少なく、この点からみて当遺跡は大変に重要である。また隣接する「斎王宮」との関連も十分考えられ、古代から中世にかけての政治史を究明する上でも、全国的に価値ある遺跡といえる。しかし、現在の調査費では、遺跡のわずか十分の一を調査して六月に終わらざるを得ない現状にあり、祖先の残してくれた文化遺産を正しく子孫に伝える私たちの責務を果たし得ないばかりか、歴史を解明する機会を永久に失うという危機的状況にある。

第二二〇六九号 昭和四十八年五月八日受理

三重県の「古里遺跡」保存に関する請願

請願者 三重県龜山市田村町五二七 藤田

和男外五百五十名

紹介議員 久保田藤磨君

この請願の趣旨は、第二二〇五四号と同じである。

第二二一八六号 昭和四十八年五月十日受理

三重県の「古里遺跡」保存に関する請願

請願者 三重県龜山市川崎町三、一三三

松本和夫外五百六十名

紹介議員 永野 鎮雄君

この請願の趣旨は、第二二〇五四号と同じである。

第二二二七八号 昭和四十八年五月十二日受理

三重県の「古里遺跡」保存に関する請願

請願者 三重県員弁郡北勢町畑毛 藤田和

子外五百九十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二〇五四号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十八年五月十二日受理

三重県の「古里遺跡」保存に関する請願

請願者 三重県松阪市市万一、三一五 山

上典子外六百七十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二二〇五四号と同じである。

第二二〇七四号 昭和四十八年五月八日受理

病虚弱養護学校の設置等に関する請願

請願者 静岡県浜北市於呂四、二〇一ノ四

全国病虚弱養護学校PTA連合

会内 宮下広司

紹介議員 川野辺 静君

病虚弱養護学校の設置等について、左記事項の実現を期されたい。

一、病虚弱養護学校の設立にあたり国立療養所等の国有地を、「無償交付」ないしは「取得時の価格」あるいは「国有財産特別措置法第三条」により五割減額で交付すること。
二、病虚弱養護学校の児童生徒が入院している国立、県立、公立の病院、療養所の小児病棟を早急に近代的なものに改築整備すること。
三、慢性疾患の児童生徒療養の育給付を全額国庫で負担すること。
四、病虚弱養護学校の設置を促進すること。
五、病虚弱養護学校・特殊学級の教職員の定数を増加するとともに、教材教具の充実を図ること。

第二二一五号 昭和四十八年五月九日受理

病虚弱養護学校の設置等に関する請願

請願者 静岡県袋井市上山梨七九七ノ三

鈴木ちづる

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二二〇七四号と同じである。

第二一八三三号 昭和四十八年五月十日受理
病産弱養護学校の設置等に関する請願
請願者 愛知県大府市向畑三八ノ一 鈴木
真知子

紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第二〇七四号と同じである。

第三三四五号 昭和四十八年五月十一日受理
病産弱養護学校の設置等に関する請願
請願者 大阪府堺市東浅香山町一ノ三〇七
ノ一 山野てる子

紹介議員 楠 正俊君
この請願の趣旨は、第二〇七四号と同じである。

第二二八二二号 昭和四十八年五月十日受理
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律の早期改正に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 熊本県
議会議員 沼田一

紹介議員 寺本 広作君

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律を早急に改正し、左記事項の実
現を期されたい。

一、三箇学年複式学級編制を解消するための学
級編制基準の改善を図ること。
二、二箇学年複式学級編制を緩和するための学
級編制基準の改善を図ること。

三、小規模小中学校における定数算定率の改善
を図ること。

四、研修代替教員を確保するための定数算定率
の改善を図ること。

五、養護教員、事務職員を配置するための定数
算定基準の改善を図ること。

理由 本県九十八市町村のうち、昭和四十五年自治省が
告示した過疎地域市町村は五十五市町村である
が、一部の市町村を除いて県下全域にわたり過疎
化現象が著しく進行し、現状のままでは適正な学

校規模の維持及びそれに伴う教職員の適正配置も
困難となり、ひいては教育指導の徹底を欠き本県
教育の振興に重大な支障をきたすことが予想され
る。

第三三七七号 昭和四十八年五月十二日受理
「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸
学校の教職員の人材確保に関する特別措置法
案」の撤回に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜二ノ一ノ二八
田中慎之助外九名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三七九号 昭和四十八年五月十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助
成法制定に関する請願（二通）
請願者 名古屋市瑞穂区駒場四ノ一 高橋
道代外二名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第三三八〇号 昭和四十八年五月十二日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の
撤回に関する請願
請願者 東京都目黒区大岡山一ノ一七ノ一
一 渡辺里美外九名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十八年五月十二日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の
撤回に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区石田町一ノ六 野
田幸子外四百八十二名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十八年五月十二日受理
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第六部 文教委員会会議録第九号 昭和四十八年六月五日【参議院】

女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願
請願者 千葉市松波二ノ一四ノ一五 竹内
久子外二千六百三十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案（松永
忠二君外二名発議）

一、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職
員定数の標準に関する法律案（松永忠二君外
二名発議）

一、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負
担に関する法律案（松永忠二君外二名発議）

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育の一部を改正する法律
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の
一部を次のように改正する。

第六章の章名を次のように改める。

第六節 障害児教育
第七十三条の次に次の二条を加える。
第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校に
は、寄宿舎を設けなければならない。ただし、
特別の事情のあるときは、これを設けないこと
ができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校
及び養護学校には、寮母を置かなければならな
い。

寮母は、寄宿舎における幼児の保育又は児童
若しくは生徒の教育に従事する。
第七十五条及び第七十七条中「特殊学級」を「障
害学級」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行
する。

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一
号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「養護教諭」の下に「寮
母」を加える。
3 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六
号）の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「特殊教育」を「障害児教
育」に、「特殊学級」を「障害児学級」に改める。
第八條第五号中「特殊教育」を「障害児教
育」に改め、同条第十一号中「国立特殊教育総
合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に
改める。

第十四條中「国立特殊教育総合研究所」を
「国立障害児教育総合研究所」に改める。
第十八條の二の見出しを（国立障害児教育総
合研究所）に改め、同条第一項中「国立特殊教
育総合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」
に、「特殊教育」を「障害児教育」に、「特殊教
育関係職員」を「障害児教育関係職員」に改
め、同条第二項及び第三項中「国立特殊教育総
合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に改
める。

4 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九
十八号）の一部を次のように改正する。
第十八條中「特殊教育諸学校」を「障害児教育
学校」に改める。

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律案
公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準に関する法律
（目的）

第一條 この法律は、公立の障害児教育諸学校に
関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保
を図るため、学級編制及び教職員定数の標準に
ついて必要な事項を定め、もつて障害児教育諸
学校の教育水準の維持向上に資することを目的
とする。

（定義）
第一條 この法律において「障害児教育諸学校」
とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六

二

号)に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。第七条において同じ)、学校司書、寮母、実習助手及び事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する事務職員をいう。第十二条において同じ)をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の障害児教育諸学校の幼稚部又は小学部、中学部若しくは高等部の学級は、文部省令の定める心身の故障の区分に応じ、同年齢の幼児又は同年齢の児童若しくは生徒で編制するものとする。ただし、当該障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令の定めるところにより、年齢を異にする幼児又は引き続く二の学年の児童若しくは生徒を一学級に編制することができる。

2 都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の一学級の幼児、児童又は生徒の数の基準は、次の各号に規定する数(文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で編制する小学部、中学部又は高等部の学級については、五人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

一 幼稚部については、五人
二 小学部又は中学部については、八人
三 高等部については、十人(専門教育を主とする学科については、八人)

(学級編制)
第四条 公立の障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行なう。

(認可)
第五条 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

(教職員定数の標準)
第六条 公立の障害児教育諸学校に置くべき教職員の当該障害児教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数
二 幼稚部の学級総数に二を乗じて得た数
三 小学部の学級総数に二を乗じて得た数
四 障害児教育諸学校ごとに中学部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数
五 障害児教育諸学校ごとに高等部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数

六 盲学校の数に一を乗じて得た数
七 聾学校の数に二を乗じて得た数
八 精神薄弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校の数に二を乗じて得た数

九 養護学校ごとに肢体不自由者である幼児、児童及び生徒の数に八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数
十 寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に四を乗じて得た数

(養護教諭等の数)
第八条 養護教諭及び養護助教諭の数は、障害児教育諸学校の数に一(肢体不自由者又は病弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。

(学校司書の数)
第九条 学校司書の数は、障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数と盲学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(寮母の数)
第十条 寮母の数は、寄宿舎を設ける障害児教育諸学校ごとに、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数(その数が八に達しない場合にあつては、八)を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する幼稚部の幼児の数に五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)に三を乗じて得た数
二 寄宿舎に寄宿する小学部の児童の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に二を乗じて得た数
三 寄宿舎に寄宿する中学部の生徒の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に二を乗じて得た数
四 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の男女別の数にそれぞれ三分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に一を乗じて得た数

(実習助手の数)
第十一条 実習助手の数は、高等部を置く障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と高等部に置かれる専門教育を主とする学科の総数に二(理療科については、六)を乗じて得た数とを合計した数とする。

(事務職員の数)
第十二条 事務職員の数は、障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の部の総数に一(高等部のみを置く障害児教育諸学校の高等部については、二)を乗じて得た数と、寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(教職員定数の算定に関する特例)
第十三条 第七条から前条までの規定により教職員定数を算定する場合において、障害児教育諸学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、障害児教育諸学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令の定める特別の事情があるときは、第七条から前条までの規定により算定した数に、それぞれ政令の定める数を加えるものとする。

(本校及び分校)
第十四条 第七条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(教職員定数に含まない数)
第十五条 第六条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者
二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「特殊教育諸学校の小学校又は中学校にあつては、当該部に属する特殊教育諸学校の校長とする。」「養母」及び「及び第十四条」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、同条第二項の表中「特殊学級」を「障害児学級」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第七条中「(第十一)条において「校長及び教諭等」という。」を削り、「特殊学級」を「障害児学級」に改める。

第八条中「(第十二)条において「養護教諭等」という。」を削る。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十五条中「及び第十一)条から前条まで」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十六条第一項中「第十一)条から前条まで」を「前条」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「第十一)条から前条まで」を「前条」に改める。

第六部 文教委員会会議録第九号 昭和四十八年六月五日【参議院】

第十七条中「及び第十条」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

4 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に改め、「標準により算定した学級の数」の下に「又は公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)」に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(盲学校及び聾学校の小学校及び中学校に係るものに限り)を加え、「同法」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

5 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

6 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

7 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるところに、公立の特殊教育諸学校の高等部に属し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項」及び「及び特殊教育諸学校の高等部」を削る。

第二条第一項中「特殊教育諸学校の高等部に属しては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ。」及び「養母」を削り、同条第二項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章を次のように改める。

第十四条から第二十一)条まで 削除

第二十二)条中「又は第十七)条」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、「これら」を「同条」に改め、「又は当該高等部」を削る。

第二十三)条中「及び第十五)条」及び「及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を削る。

この法律に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度において約三十四億五千三百万円の見込みである。

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、障害児教育諸学校における教育の特殊事情にかんがみ、国が必要経費を負担することにより、障害児教育の普及及びその水準の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

(職員の給与費等の国庫負担)

第三条 国は、毎年度、都道府県ごとに、公立の障害児教育諸学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に掲げる職員をいう。)に係る次の各号に掲げる経費について、その実支出額の三分の二を負担する。ただし、特別の事情があるときは、都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与(退職年金を除く。)に要する経費

二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百三十三)条第二項の規定により長期給付に要する費用について負担する経費

三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一)号)第四十九)条の規定により地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

四 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の定めるところによる児童手当の支給に要する経費

第四条 国は、毎年度、都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村ごとに、その設置する障害児教育諸学校の次の表の上欄に掲げる職員に係る前条第一号に掲げる経費(時間外勤務手当に要する経費を含む。)及び同条第二号から第四号までに掲げる経費について、その実支出額の三分二を負担する。ただし、その負担額は、次の表の上欄に掲げる職員の種類ごとに、政令の定める額に当該職員の種類に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た額の三分の二を限度とする。

表

表

表

表

表

表

表

上 欄		下 欄	
高等部に置かれる専門教育を主とする学科において実習に必要な施設、設備等の整備、維持、管理等に従事する職員		専門教育を主とする学科を置く障害児教育諸学校の高等部の数に一を乗じて得た数	
学校給食に従事する栄養士又は寄宿舎において給食に従事する栄養士		学校給食の実施に必要な施設及び設備を有し、当該施設及び設備を用いて学校給食を実施する障害児教育諸学校（以下この表において「給食施設設置校」という。）の数に一を乗じて得た数と、給食施設設置校以外の学校給食を実施する障害児教育諸学校の数に文部省令の定める数を乗じて得た数と、給食施設設置校以外の障害児教育諸学校で寄宿舎を設けるものの数に一を乗じて得た数との合計数	
養護学校の寄宿舎において病弱者である幼児、児童又は生徒の療養上の世話に従事する看護婦		病弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校で寄宿舎を設けるものの数に二を乗じて得た数	
通学の用に供する自動車の運転に従事する職員		障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の通学の用に供する自動車の総数に一を乗じて得た数と当該自動車に幼児、児童又は生徒の通学の用に供している障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数との合計数	
肢体不自由者である幼児、児童若しくは生徒又は心身の故障を二以上あわせ有する幼児、児童若しくは生徒の介助に従事する職員		肢体不自由者である幼児、児童又は生徒で編制する養護学校の学級の総数に一を乗じて得た数と文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する幼児、児童又は生徒で編制する障害児教育諸学校の学級（肢体不自由者である幼児、児童又は生徒で編制する養護学校の学級を除く。）の総数に一を乗じて得た数との合計数	
通学の用に供する自動車に乗務して幼児、児童又は生徒の乗降等を助ける職員		障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の通学の用に供する自動車の総数に一を乗じて得た数	
障害児教育諸学校において学校給食の作業に従事する職員		給食施設設置校の数に二を乗じて得た数と、幼児、児童又は生徒の数に百人をこえる給食施設設置校ごとにその幼児、児童又は生徒の数から百人を減じて得た数に六十分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数と、学校給食を実施する給食施設設置校以外の障害児教育諸学校の	

火災、盗難等を防止するための警備に従事する職員	数に文部省令の定める数を乗じて得た数との合計数
	寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に五を乗じて得た数と寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒の数が百人をこえる障害児教育諸学校ごとにその幼児、児童又は生徒の数から百人を減じて得た数に三十分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数との合計数
清掃その他の作業に従事する職員	障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数との合計数

2 前項ただし書の政令の定める額は、国の職員で同項の表の上欄に掲げる職員の職務に類似する職務に従事するものの給与等を考慮して定められたものでなければならぬ。	2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の第十条第一号中「義務教育職員」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教職員」に、「義務教育の教材」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の教材」に改め、同条第一号の二中「義務教育職員」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教職員」に改める。
3 第一項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。 （教材費の国庫負担） 第五条 国は、毎年度、都道府県及び市町村ごとに、その設置する障害児教育諸学校における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条に規定する理科に関する教育に係る経費を除く。）の三分の二を負担する。ただし、その負担額は、政令の定めるところにより、幼児、児童又は生徒の心身の故障の区分に応じ、幼児、児童又は生徒の数を基礎として、障害児教育諸学校ごとに算定した額の合算額の三分の二を限度とする。	3 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 市町村立の小学校及び中学校に係る経費の国庫負担に関する法律

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行（施行期日）

第一条中「この法律は、」の下に「市町村立の小学校及び中学校に係る」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「公立」を「市（特別区を含む。以下同じ。町村立）」に改め、「並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）」を削り、同条第一号中「市（特別区を含む。町村立の義務教育諸学校）」を「小学校及び中学校」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条中「各都道府県及び市町村」を「各市町村」に、「設置する義務教育諸学校」を「設置する小学校及び中学校」に、「義務教育諸学校の種類」を「学校の種類」に改め、「盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒」を削る。

附則第一項及び第三項中「公立の義務教育諸学校」を「市町村立の小学校及び中学校」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二号及び第三号の規定による昭和四十八年度以前の予算に係る国庫負担金（公立の盲学校及び聾学校に係るものに限る。）に關しては、なお従前の例による。

5 第三項の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二号第一号及び第二号に掲げる経費で退職年金に係るもの、同条第三号に掲げる経費並びに附則第二項及び第三項に規定する経費で公立の盲学校及び聾学校の職員に係るものについて、なお従前の例による。

6 理科教育振興法の一部改正

理科教育振興法の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号中「義務教育費国庫負担法」を「市町村立の小学校及び中学校に係る経費の国庫負担に関する法律」に、「公立義務教育特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）」を「公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律（昭和四十八年法律第

号）」に改める。

（公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部改正）

7 公立義務教育諸学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教職員の給料その他の給与」及び「及び都道府県」を削る。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

附則第六項及び第七項を削り、附則第八項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

（公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正前の公立義務教育諸学校整備特別措置法第五号及び第六号の規定による昭和四十八年度以前の予算に係る国庫負担金に關しては、なお従前の例による。

9 第七項の規定による改正前の公立義務教育諸学校整備特別措置法第五号第一号に掲げる経費で退職年金に係るもの、同条第二号に掲げる経費並びに附則第六項及び第七項に規定する経費についての国の負担に關しては、なお従前の例による。

10 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び」に改め、「の小学部及び中学部」を削る。

この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度において約百六十八億八千五百万円の見込みである。

六月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願（第二五一四号）（第二五五五号）（第二五八〇号）（第二五八一〇号）（第二五八二〇号）（第二五八三〇号）（第二五八四〇号）（第二五八五〇号）（第二五八六〇号）（第二五八七〇号）

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（第二五一五号）（第二五三九号）（第二五四〇号）（第二五四一〇号）（第二五五二〇号）（第二五五三〇号）（第二五五四〇号）（第二五五五〇号）（第二五五六〇号）（第二五五七〇号）

「国立義務教育諸学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（第二五一八号）（第二五二〇号）（第二五二二〇号）（第二五二四〇号）（第二五二六〇号）（第二五二八〇号）（第二五三〇〇号）（第二五三二〇号）（第二五三四〇号）（第二五三六〇号）（第二五三八〇号）（第二五四〇〇号）（第二五四二〇号）（第二五四四〇号）（第二五四六〇号）（第二五四八〇号）（第二五五〇〇号）（第二五五二〇号）（第二五五四〇号）（第二五五六〇号）（第二五五八〇号）（第二五六〇〇号）（第二五六二〇号）（第二五六四〇号）（第二五六六〇号）（第二五六八〇号）（第二五七〇〇号）（第二五七二〇号）（第二五七四〇号）（第二五七六〇号）（第二五七八〇号）（第二五八〇〇号）（第二五八二〇号）（第二五八四〇号）（第二五八六〇号）（第二五八八〇号）（第二五九〇〇号）（第二五九二〇号）（第二五九四〇号）（第二五九六〇号）（第二五九八〇号）（第二六〇〇〇号）

「国立義務教育諸学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（第二六一八号）（第二六二〇号）（第二六二二〇号）（第二六二四〇号）（第二六二六〇号）（第二六二八〇号）（第二六三〇〇号）（第二六三二〇号）（第二六三四〇号）（第二六三六〇号）（第二六三八〇号）（第二六四〇〇号）（第二六四二〇号）（第二六四四〇号）（第二六四六〇号）（第二六四八〇号）（第二六五〇〇号）（第二六五二〇号）（第二六五四〇号）（第二六五六〇号）（第二六五八〇号）（第二六六〇〇号）（第二六六二〇号）（第二六六四〇号）（第二六六六〇号）（第二六六八〇号）（第二六七〇〇号）

「国立義務教育諸学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（第二六六五号）（第二六六七号）

「筑波大学の開学促進に関する請願（第二六二五号）」

第二五一四号 昭和四十八年五月二十一日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県加東郡滝野町高岡五六八 白井悦子外二千九十七名

第二五八〇号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願（一通）

請願者 北海道網走郡東藻琴村南区 大平 洋外二千五百三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八二号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 静岡県浜松市和合町二三ノ二一 和田正義外三千八百三十一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八六号 昭和四十八年五月二十二日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 富山県魚津市上村木町九一七 伊 藤宗博外六百五十五名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八八号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願（一通）

請願者 北海道人形町東藻琴村南区 大平 洋外二千五百三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田一、三 〇六 石田文夫外五十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八三号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市川西一ノ六〇 上田 勇外三千三百三十八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八四号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 静岡県田方郡大仁町三福一八六 後藤真一外三千六百二十一名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八五号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 神戸市須磨区友が丘二ノ五 鍋田 琢弘外二千四百五十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二五八六号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県美作郡浜坂町居組 中島光 子外三千九百九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二六〇八号 昭和四十八年五月二十三日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 岡山県笠岡市笠岡三、一〇四ノ八 浅野勝彦外二百二十四名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第二六一五号 昭和四十八年五月二十一日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願(二通)

請願者 長野県上田市緑ヶ丘六〇ノ二九 小菅敏男外八十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五三九号 昭和四十八年五月二十二日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 山形県米沢市城西三ノ三ノ二五 里見次郎外三千二百八十七名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五四〇号 昭和四十八年五月二十二日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 東京都北区十条一ノ一〇ノ二二 酒井和美外百十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五四一号 昭和四十八年五月二十二日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 長崎県壱岐郡浦町柳田触 山 本満義外三千七百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五五二号 昭和四十八年五月二十二日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 群馬県桐生市東四ノ三ノ三八 岸 公郎外三百九十四名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五五三号 昭和四十八年五月二十二日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町四谷尾四五 七 筒井紀外百三十一名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五八七号 昭和四十八年五月二十三日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 静岡県引佐郡細江町三和二、四五 三 加藤哲夫外二千五百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二六〇七号 昭和四十八年五月二十三日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 岡山市湊五〇四ノ三 久山勝子外 二百十二名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二五五九号 昭和四十八年五月二十一日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 岡山市厳井三門二ノ五七九 林時 雄外三十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二五五七号 昭和四十八年五月二十二日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市中通町三丁目 柴田公範外 二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二六一八号 昭和四十八年五月二十三日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市中島町四ノ一六〇ノ一 富吉達郎外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二六九五号 昭和四十八年五月二十四日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町字石井 吉田 久慈外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第二五二四号 昭和四十八年五月二十一日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の廃案に関する請願(三通)

請願者 新潟県上越市寺町二ノ一六ノ二三 篠原正敏外三百三名

紹介議員 和田 静夫君

国立学校設置法等の一部を改正する法律案は、筑波大学以外の大学諸施設の新設を妨げない処置を講じた上、廃案とされた。

理由 国立学校設置法等の一部を改正する法律案は、設置法のはかに大学に関する基本的事項を定めた

学校教育法と教育公務員特例法の一部改正を内容とし、従来の大学とは理念を根本的に異なる筑波大学の新設を主たる目的としているように見えるが、同時に学長中心の管理体制を他大学にも適用する可能性をひらき、さらに筑波大学の方式を今後他大学に全面的に導入するさいにも法改正がきわめて容易になるように考えられており、法案が成立実施された場合、特に左記事項に關しその影響は重大である。

一、筑波大学において試みられようとしている教育と研究の組織的な分離は、兩者の實質を失わせるおそれがあり、大学自治の根柢をなしていた学部廃止とあいまつて、教育・研究を容易に学外の諸目的にしたがわせる因となりかねない。

二、大学は構成員の主體的な教育・研究活動の上に基礎づけられなければならないものであるが、新たに導入されようとしている管理組織は、大学運営の重要な権限を第一線の教育・研究者から奪い、学長及びその補佐機関に集中しようとしており、大学にとつて致命的なものとなりかねない。

三、新しい大学の理念は国民各層、ことに教育・學術関係者の意見を反映してつくり出されるべきであるが、新大学の構想は母体である東京教育大学においてさえ正常な意思一致をみないまま、文部省と一部利害関係者のみによつて立てられたものであり、法案策定の過程においてすでに著しく当を失っている。

第二五五四号 昭和四十八年五月二十二日受理

女子教育職員の育児休暇法制定に關する請願

請願者 岩手県盛岡市駅前通一五ノ三九

菅原富子外千九百九十九名

紹介議員 鈴木三枝子君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二五五五号 昭和四十八年五月二十二日受理

女子教育職員の育児休暇法制定に關する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢駅前 十

文字ミツ子外千七百四十九名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第二五六七号 昭和四十八年五月二十二日受理

病虚弱養護学校の設置等に關する請願

請願者 東京都新宿区東大久保一ノ四六四

八代敏恵

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第二〇七四号と同じである。

第二六二五号 昭和四十八年五月二十三日受理

筑波新大学の開学促進に關する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸茨城県知事

岩上二郎外三十七名

紹介議員 郡 祐一君 竹内 藤男君

中村 登美君

筑波新大学の昭和四十八年開学、昭和四十九年度学生募集を必ず実現するよう、今国会においてぜひとも関係法案の成立を期されたい。

理由

筑波新大学は、新しい大学制度によつて学生教育ばかりでなく、社会に開かれた大学として広く地域社会の産業文化の発展に寄与するものであり、筑波研究学園都市の中核となるもので、県民はこの早期開学を待望している。

第五号中正誤

ページ 段行 誤 正

六 四 終わり 鉤な 鉤

七 二 一 誤りですか 誤りですか、

八 一 終わり 地区を。 地区を」

三 一 二 一 現状 原状

三 二 七 〇 現状 原状

三 三 一 今村 武俊君 岩間英太郎君

三 四 一 今村 武俊君 岩間英太郎君

第六号中正誤

ページ 段行 誤 正

一 三 終わり お考えかか お考えか

三 四 終わり お考えかか お考えか

三 四 終わり お考えかか お考えか

昭和四十八年六月二十一日印刷

昭和四十八年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X